

I 農業振興地域整備計画書新旧対照表

変 更 案	変 更 前 (現 在)																						
<table><tr><td>地域指定年度</td><td>平成 18</td></tr><tr><td>計画策定年度</td><td>平成 27</td></tr><tr><td>計画見直し年度</td><td><u>令和 6</u></td></tr></table> 南伊勢農業振興地域整備計画書<u>(案)</u> <u>令和 6</u> 年 <u>7</u> 月 三重県度会郡南伊勢町	地域指定年度	平成 18	計画策定年度	平成 27	計画見直し年度	<u>令和 6</u>	<table><tr><td><u>区分</u></td><td><u>南伊勢</u></td><td><u>南勢</u></td><td><u>南島</u></td></tr><tr><td>地域指定年度</td><td>平成 18</td><td><u>昭和 44</u></td><td><u>昭和 47</u></td></tr><tr><td>計画策定年度</td><td>平成 27</td><td><u>昭和 46</u></td><td><u>昭和 49</u></td></tr><tr><td>計画見直し年度</td><td></td><td><u>平成 12</u></td><td><u>平成 14</u></td></tr></table> 南伊勢農業振興地域整備計画書 <u>平成 28</u> 年 <u>3</u> 月 三重県度会郡南伊勢町	<u>区分</u>	<u>南伊勢</u>	<u>南勢</u>	<u>南島</u>	地域指定年度	平成 18	<u>昭和 44</u>	<u>昭和 47</u>	計画策定年度	平成 27	<u>昭和 46</u>	<u>昭和 49</u>	計画見直し年度		<u>平成 12</u>	<u>平成 14</u>
地域指定年度	平成 18																						
計画策定年度	平成 27																						
計画見直し年度	<u>令和 6</u>																						
<u>区分</u>	<u>南伊勢</u>	<u>南勢</u>	<u>南島</u>																				
地域指定年度	平成 18	<u>昭和 44</u>	<u>昭和 47</u>																				
計画策定年度	平成 27	<u>昭和 46</u>	<u>昭和 49</u>																				
計画見直し年度		<u>平成 12</u>	<u>平成 14</u>																				

第 1 農用地利用計画

変	更	案	変	更	前	(	現	在	)
1 土地利用区分の方向			1 土地利用区分の方向						
(1) 土地利用の方向			(1) 土地利用の方向						
ア 土地利用の構想			ア 土地利用の構想						
南伊勢町（以下、本町）は、2005 年（平成 17 年）10 月 1 日、度会郡の南勢町と南島町が合併して誕生した。			南伊勢町（以下、本町）は、2005 年（平成 17 年）10 月 1 日、度会郡の南勢町と南島町が合併して誕生した。						
紀伊半島沿岸東部、度会郡の南端に位置する本町は、東に志摩市、北は伊勢市、度会町、西は大紀町に接しており、南側は <u>広大な</u> 熊野灘に面してリアス式の海岸を有し、その海岸線を中心に町域の約 6 割が伊勢志摩国立公園に指定され、良好な環境が保たれている。町域の 85％を占める山林は全般に急峻で、平坦部は極めて少なく、海に面した僅かな土地に民家が集中する沿岸部と、民家と耕地が散在する農山村部とに分かれており、38 の集落で形成される典型的な農山漁村地域であるが、山の緑と海岸が織りなす調和のとれた自然は豊かで美しく恵みに溢れ、「伊勢の南玄関」として知られている。			紀伊半島沿岸東部、度会郡の南端に位置する本町は、東に志摩市、北は伊勢市、度会町、西は大紀町に接しており、南側は <u>広表たる</u> 熊野灘に面してリアス式の海岸を有し、その海岸線を中心に町域の約 6 割が伊勢志摩国立公園に指定され、良好な環境が保たれている。町域の 85％を占める山林は全般に急峻で、平坦部は極めて少なく、海に面した僅かな土地に民家が集中する沿岸部と、民家と耕地が散在する農山村部とに分かれており、38 の集落で形成される典型的な農山漁村地域であるが、山の緑と海岸が織りなす調和のとれた自然は豊かで美しく恵みに溢れ、「伊勢の南玄関」として知られている。						
<u>本町の農業は、専業農家を中心に、温暖な地形を活かし、みかん栽培、花き栽培、畜産業のほか、水稻栽培など多彩な取り組みを行っている。</u> しかし、水稻は零細な規模での経営が多く、将来の水田維持が不安視されているため、水稻以外の農作物の育成を図っていく必要がある。柑橘については県内では高く評価され好評を得てはいるものの、近年、本町以外のみかん産地が県内の市場を大きく占めるようになり、「ブランド」の維持に向けた対応が課題となっている。また、 <u>急速な高齢化と鳥獣被害などによる農業環境の悪化により、令和 2 年の総農家戸数は 311 戸で、平成 27 年の 393 戸から 82 戸減少した。また、販売農家戸数は 151 戸で、平成 27 年の 195 戸から 44 戸減少した。</u>			<u>本町農業は柑橘及び、水稻栽培が盛んでした。しかし、急速な高齢化と鳥獣被害などによる農業環境の悪化により、平成 27 年の総農家戸数は 395 戸で、5 年前の平成 22 年の 497 戸から 102 戸が減少したほか、販売農家戸数は 193 戸で、5 年前の平成 22 年の 260 戸から 67 戸が減少となりました。</u>						
特に、近年は、農作物の自由化や鳥獣被害の拡大、後継者不足の深刻化等非常に厳しい状況 <u>である。</u>			特に、近年は、農作物の自由化や鳥獣被害の拡大、後継者不足の深刻化等非常に厳しい状況 <u>にあります。</u>						
			<u>このため、本町は、専業農家を中心に、温暖な地形を活かし、みかん栽培、花き栽培、畜産業のほか、水稻栽培など多彩な取り組みを行っています。</u>						
農地は、新鮮な農産物を提供するという本来の機能に加えて、農業、農村の持つ多面的な機能を保全、整備するなど、様々な機能を発揮するように生産基盤を整備し、農業経営を持続的に確保していくことが求められてい <u>る。</u>			農地は、新鮮な農産物を提供するという本来の機能に加えて、農業、農村の持つ多面的な機能を保全、整備するなど、様々な機能を発揮するように生産基盤を整備し、農業経営を持続的に確保していくことが求められて <u>います。</u>						
そこで、本町は、認定農業者及び、農業後継者を育成することにより、農業の担い手を安定的に確保し、意欲ある兼業農家、高齢農家および女性農業者等の幅広い参画により、集落営農の組織化を促進しつつ、鳥獣害に強い集落づくりのため、集落ぐるみで鳥獣害対策を推進 <u>する。</u>			そこで、本町は、認定農業者及び、農業後継者を育成することにより、農業の担い手を安定的に確保し、意欲ある兼業農家、高齢農家および女性農業者等の幅広い参画により、集落営農の組織化を促進しつつ、鳥獣害に強い集落づくりのため、集落ぐるみで鳥獣害対策を推進 <u>します。</u>						
また、農業者の理解のもと関係機関や関係団体が連携し、生産、流通、消費の状況に的確に対応した「安心・安全・おいしい」農作物の生産を進め、安全で質の高い産地を目指し、環境保全型農業を進めるほか、農業生産の効率化と安定化を図るため、農業生産基盤の整備を促進と、荒廃農地を増やさないための体制の確立と農地の集積化を進め <u>る。</u>			また、農業者の理解のもと関係機関や関係団体が連携し、生産、流通、消費の状況に的確に対応した「安心・安全・おいしい」農作物の生産を進め、安全で質の高い産地を目指し、環境保全型農業を進めるほか、農業生産の効率化と安定化を図るため、農業生産基盤の整備を促進と、耕作放棄地を増やさないための体制の確立と農地の集積化を進め <u>ます。</u>						
さらに、農業の新たな取組として、 <u>消費ニーズに合わせた新品種の果樹の生産、青ネギの栽培を推進するとともに、三重県、J Aとの協働により調査・研究を進め温暖な気候を生かした収益性の高い新たな振興作物の実現などを目指す。</u>			さらに、農業の新たな取組として、 <u>6 次産業化の推進、観光農業の振興、農林水産物等販売拠点施設の実現などを目指します。</u>						

変 更 案	変 更 前 （ 現 在 ）
（イ）土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針 土地改良施設のうち、（ア）において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある土地改良施設について、農用地区域を設定する方針である。 （ウ）農業用施設用地についての農用地区域の設定方針 農業用施設用地のうち、（ア）において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接する地域農業の近代化を図る施設であって当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地について、農用地区域に設定する方針である。 （エ）現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針 該当なし （２）農業上の土地利用の方向 ア 農用地等利用の方針 本町における農用地は、ほとんどが<u>田</u>と樹園地で全域に分布し、田は水稻主体の土地利用型農業の生産基盤<u>として</u>、樹園地は温州みかんの生産基盤として利用されている。 また、農用地は、生産基盤として利用されることにより、農業が持つ多面的機能を発揮しているため、持続的に農用地の利用を図ることが重要である。 田は、安定した米の生産をベースとした営農体系を整えて、<u>消費者の多様なニーズに対応し、有機物や土壌改良剤の施用、深耕による土作り等による安全安心で良食味な米の生産拡大を図り、稲作経営の安定化を促進する。</u>ほ場条件が整った田は農地の集積による農業経営の規模拡大の推進のほか、<u>高度な生産技術の導入・普及を進め</u>、農地の利用に努めていく。ほ場条件が整っていない田は、ほ場区画の大型化、農業用排水路整備補修等の農業生産基盤の整備を推進し、農地の高度利用に努めていく。 畑や樹園地は、地形と気象条件という地域特性を活かし、露地野菜（<u>ねぎ、キャベツ等</u>）、果樹（<u>温州みかん等</u>）の生産振興を図っている。今後も農用地の立地条件を考慮しながら、地域に適応した作目の栽培による高品質化、生産者の顔が見える安全安心な農産物の生産拡大、ブランド力の強化（高付加価値化）、生産体制の強化のほか、業務用への対応等の６次産業化を推進するため、農福連携に取り組む。また、多目的利用を図るため、土壌改良等のほ場条件の整備を推進し、輪作による農地の高度利用による優良農地の保全に努めていく。併せて、観光農業の発展のため、果樹の生産体験や交流の場となる観光農園の整備を図り、優良農地の保全に努めていく。 農業用施設用地は、集出荷貯蔵施設、乾燥施設、育苗施設等の農業近代化を図る施設の土地であり、今後も施設の高度利用に努めていく。 また、農業者だけでなく、地域住民、自治会などが参加する地域ぐるみでの協働保全活動による農業用排水路や農道等の手入れを通じて、農地や水などの地域資源の保全を図り、農業の持続的発展と多面的機能の発揮に努めていく。 近年は、都市化の進展等による営農環境の悪化や営農条件の厳しい農地から荒廃農地が進みつつあるほか、有害鳥獣による農作物の食害が増加している。このため、農作物の安定生産と農用地の保全により、荒廃農地の発生抑制を図るとともに、鳥獣等の生態に応じた効果の高い防護柵の設置を通じて、農地の高度利用に努めていく。	（イ）土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針 土地改良施設のうち、（ア）において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある土地改良施設について、農用地区域を設定する方針である。 （ウ）農業用施設用地についての農用地区域の設定方針 農業用施設用地のうち、（ア）において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接する地域農業の近代化を図る施設であって当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地について、農用地区域に設定する方針である。 （エ）現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針 該当なし （２）農業上の土地利用の方向 ア 農用地等利用の方針 本町における農用地は、ほとんどが<u>田</u>と樹園地で全域に分布し、田は水稻主体の土地利用型農業の生産基盤<u>に</u>、樹園地は温州みかんの生産基盤として利用されている。 また、農用地は、生産基盤として利用されることにより、農業が持つ多面的機能を発揮しているため、持続的に農用地の利用を図ることが重要である。 田は、安定した米の生産をベースとした営農体系を整えて、<u>消費者ニーズに合わせ需要予測を立てた中で、他産地よりもワンランク上の米づくりを基本に、経営所得安定対策や産地づくり助成金等を活用する。</u>ほ場条件が整った田は農地の集積による農業経営の規模拡大の推進のほか、<u>新規需要米（米粉用米、飼料用米等）、加工用米や田畑転換（転作誘導作物：大豆、麦、野菜）を進め</u>、農地の利用に努めていく。ほ場条件が整っていない田は、ほ場区画の大型化、農業用排水路整備補修等の農業生産基盤の整備を推進し、農地の高度利用に努めていく。 畑や樹園地は、地形と気象条件という地域特性を活かし、露地野菜（<u>かんしょ、だいこん、きゅうり、なす等</u>）、果樹（<u>温州みかん、うめ、かき等</u>）の生産振興を図っている。今後も農用地の立地条件を考慮しながら、地域に適応した作目の栽培による高品質化、生産者の顔が見える安全安心な農産物の生産拡大、ブランド力の強化（高付加価値化）、生産体制の強化のほか、業務用への対応等の６次産業化を推進するため、<u>乾燥害等気象災害を回避するとともに、かん水作業の省力化、多目的利用を図るため、かんがい施設整備、作業道整備、土壌改良等のほ場条件の整備を推進し、輪作による農地の高度利用による優良農地の保全に努めていく。</u>併せて、観光農業の発展のため、果樹の生産体験や交流の場となる観光農園の整備を図り、優良農地の保全に努めていく。 農業用施設用地は、集出荷貯蔵施設、乾燥施設、育苗施設等の農業近代化を図る施設の土地であり、今後も施設の高度利用に努めていく。 また、農業者だけでなく、地域住民、自治会などが参加する地域ぐるみでの協働保全活動による農業用排水路や農道等の手入れを通じて、農地や水などの地域資源の保全を図り、農業の持続的発展と多面的機能の発揮に努めていく。 近年は、都市化の進展等による営農環境の悪化や営農条件の厳しい農地から耕作放棄地が進みつつあるほか、有害鳥獣による農作物の食害が増加している。このため、農作物の安定生産と農用地の保全により、耕作放棄地の発生抑制を図るとともに、鳥獣等の生態に応じた効果の高い防護柵の設置を通じて、農地の高度利用に努めていく。

変 更 案	変 更 前 （ 現 在 ）
イ 用途区分の構想 用途区分は、南勢A地区（神原）、南勢B地区（五ヶ所）、南勢C地区（穂原）、南勢D地区（南海）、南勢E地区（宿田曾）南島A地区（島津）、南島B地区（吉津）、南島C地区（鵜倉）、南島D地区（中島）の9つに区分する。 （ア）南勢A地区（神原） 神津佐地区県道磯部南勢線に沿った田及び、田廻り田、泉地区の国道 260 号線より海岸線向及び集落東南部に位置する 8.19ha の田のほか、畑 0.07ha、樹園地 31.1ha は、将来とも農地として利用する。 （イ）南勢B地区（五ヶ所） 切原地区の沿線に比較的集団化している田の 41.2ha のほか、畑約 12.0ha、樹園地の約 203.3ha は将来とも農地として利用する。 （ウ）南勢C地区（穂原） 伊勢路川水域の沿線に比較的集団化している田の 34.6ha のほか、畑の 4.69ha、樹園地の 86.7ha は将来とも農地として利用する。 （エ）南勢D地区（南海） 三浦、大河内等に比較的集団化している田の 0.57ha、樹園地 10.15ha は将来とも農地として利用する。 （オ）南勢E地区（宿田曾） 農地該当なし （カ）南島A地区（島津） 古和川及び有地川水系にある田の 1.70ha、畑 0.09ha は将来とも農地として利用する。 （キ）南島B地区（吉津） 地区内の農地における田 10.8ha、畑 4.33ha、樹園地 0.26ha は将来とも農地として利用する。 （ク）南島C地区（鵜倉） 東宮川及び小納戸川水系に沿った田の 23.1ha、畑 0.33ha、樹園地 0.25ha は将来とも農地として利用する。 （ケ）南島D地区（中島） 地区内の農地における田 40.3ha、畑 1.71ha、樹園地 0.82ha は将来とも農地として利用する。	イ 用途区分の構想 用途区分は、南勢A地区（神原）、南勢B地区（五ヶ所）、南勢C地区（穂原）、南勢D地区（南海）、南島A地区（島津）、南島B地区（吉津）、南島C地区（鵜倉）、南島D地区（中島）、の8つに区分する。 （ア）南勢A地区（神原） 神津佐地区県道磯部南勢線に沿った田及び、田廻り田、泉地区の国道 260 号線より海岸線向及び集落東南部に位置する田の約 7ha の田のほか、畑約 1ha、樹園地約 21ha は、将来とも農地として利用する。 （イ）南勢B地区（五ヶ所） 切原地区の沿線に比較的集団化している田の約 16ha のほか、畑約 2ha、樹園地の約 352ha は将来とも農地として利用する。 （ウ）南勢C地区（穂原） 伊勢路川水域の沿線に比較的集団化している田の約 30ha のほか、畑の約 3ha、樹園地の約 126ha は将来とも農地として利用する。 （エ）南勢D地区（南海） 三浦、大河内等に比較的集団化している田の約 12ha、畑約 2ha、樹園地約 23ha は将来とも農地として利用する。 （オ）南島A地区（島津） 古和川及び有地川水系にある田の約 2ha は将来とも農地として利用する。 （カ）南島B地区（吉津） 村山川水系にある田の約 1ha、樹園地の約 4ha は将来とも農地として利用する。伊勢地川水系にある田の約 5ha、畑の約 1ha は将来とも農地として利用する。 （キ）南島C地区（鵜倉） 東宮川及び小納戸川水系に沿った田の約 22ha、畑の約 2ha は将来とも農地として利用する。 （ク）南島D地区（中島） 道方川及び前替川の流域にある田の約 16ha と、畑の約 2ha は将来とも農地として利用する。また、大江川水系にある田の約 16ha、樹園地の約 1ha は将来とも農地として利用する。道行竈大滝農道線及びアチ河内農道沿線にある田の約 12ha は将来とも農地として利用する。

変 更 案																	変 更 前 （ 現 在 ）																
単位：ha																	単位：ha																
地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等	地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況		現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況			
南勢A	39.4	39.4	0.0	=	=	=	=	=	=	0.0	0.0	0.0	39.4	39.4	0.0	=	南勢A	28.0	28.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.0	28.0	0.0	0.0			
南勢B	256.5	256.5	0.0	=	=	=	=	=	=	0.0	0.0	0.0	256.5	256.5	0.0	=	南勢B	366.1	366.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	366.1	366.1	0.0	0.0			
南勢C	125.3	125.3	0.0	=	=	=	=	=	=	3.0	3.0	0.0	128.3	128.3	0.0	=	南勢C	159.0	159.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.7	3.7	0.0	162.7	162.7	0.0	0.0	
南勢D	10.7	10.7	0.0	=	=	=	=	=	=	0.0	0.0	0.0	10.7	10.7	0.0	=	南勢D	37.2	37.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	37.2	37.2	0.0	0.0			
南勢E	0.0	0.0	0.0	=	=	=	=	=	=	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	=	南勢E	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
南島A	1.8	1.8	0.0	=	=	=	=	=	=	0.0	0.0	0.0	1.8	1.8	0.0	=	南島A	1.8	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	1.8	0.0	0.0			
南島B	15.4	15.4	0.0	=	=	=	=	=	=	0.0	0.0	0.0	15.4	15.4	0.0	=	南島B	10.9	10.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.9	10.9	0.0	0.0			
南島C	23.6	23.6	0.0	=	=	=	=	=	=	0.0	0.0	0.0	23.6	23.6	0.0	=	南島C	24.1	24.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	24.1	24.1	0.0	0.0			
南島D	42.8	42.8	0.0	=	=	=	=	=	=	0.0	0.0	0.0	42.8	42.8	0.0	=	南島D	46.8	46.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	46.8	46.8	0.0	0.0			
合計	515.5	515.5	0.0	=	=	=	=	=	=	3.0	3.0	0.0	518.5	518.5	0.0	=	合計	673.9	673.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.7	3.7	0.0	677.6	677.6	0.0	0.0	
2 農用地利用計画																	2 農用地利用計画																
別記、農用地利用計画のとおりとする。																	別記、農用地利用計画のとおりとする。																

第2 農業生産基盤の整備開発計画

変 更 案					変 更 前 （ 現 在 ）																															
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向																																				
本町の農地は、小規模な団地が大部分を占め、大幅な農作業の効率化・省力化を図ることが困難ではあるが、地域の要望・実状に応じてほ場整備を進めることにより、生産性の向上を推進してきた。																																				
農業生産基盤の整備及び開発は、農業者が生産性を高めて効率的かつ安定的な農業経営を行い、かつ収益性の高い農業を営むために生産性の向上を図るものである。																																				
また、土地改良事業で整備されたほ場や土地改良施設は、土地利用の高度化、水利用の合理化を図り、高性能機械導入による生産性向上と農作業の効率化に資するものである。																																				
今後は、地域の現状を十分考慮し、環境との調和に配慮し、農業者の合意形成を得た中で、ほ場区画、用排水路、農道等の整備等を推進する。																																				
環境との調和については、地域に生息する生態系への配慮を図るほか、水源かん養機能、農業生産活動が行われることにより生じる多面的な機能の維持増進が図られるよう細かい配慮に努めていく。																																				
2 農業生産基盤整備開発計画																																				
<table><tr><th rowspan="2">事業の種類</th><th rowspan="2">事業の概要</th><th colspan="2">受益の範囲</th><th rowspan="2">対図番号</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>受益地区</th><th>受益面積</th></tr><tr><td>該当なし</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>											事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考	受益地区	受益面積	該当なし																	
事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考																															
		受益地区	受益面積																																	
該当なし																																				
3 森林の整備その他林業の振興との関連																																				
本町は <u>85.3</u> %が森林であるため、林業との関連が多く、農業と林業との連携による保全をしていく必要のある地域である。林業振興は、水源かん養、自然生態の保全・育成や災害・鳥獣害防止等農業振興においても大きな影響があるため、南伊勢町森林整備計画との調整を図り、中山間地の農道整備についても、有機的連携を図った中で効率的な整備に努めていく。																																				
4 他事業との関連																																				
農業生産基盤の整備は、農村地域の環境整備としての要素も大きいため、 <u>農林業者や関係団体等と連携し</u> 、総合的な視点からの事業の推進に努めていく。																																				

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向																																				
本町の農地は、小規模な団地が大部分を占め、大幅な農作業の効率化・省力化を図ることが困難ではあるが、地域の要望・実状に応じてほ場整備を進めることにより、生産性の向上を推進してきた。																																				
農業生産基盤の整備及び開発は、農業者が生産性を高めて効率的かつ安定的な農業経営を行い、かつ収益性の高い農業を営むために生産性の向上を図るものである。																																				
また、土地改良事業で整備されたほ場や土地改良施設は、土地利用の高度化、水利用の合理化を図り、高性能機械導入による生産性向上と農作業の効率化に資するものである。																																				
今後は、地域の現状を十分考慮し、環境との調和に配慮し、農業者の合意形成を得た中で、ほ場区画、用排水路、農道等の整備等を推進する。																																				
環境との調和については、地域に生息する生態系への配慮を図るほか、水源かん養機能、農業生産活動が行われることにより生じる多面的な機能の維持増進が図られるよう細かい配慮に努めていく。																																				
2 農業生産基盤整備開発計画																																				
<table><tr><th rowspan="2">事業の種類</th><th rowspan="2">事業の概要</th><th colspan="2">受益の範囲</th><th rowspan="2">対図番号</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>受益地区</th><th>受益面積</th></tr><tr><td>該当なし</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>											事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考	受益地区	受益面積	該当なし																	
事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考																															
		受益地区	受益面積																																	
該当なし																																				
3 森林の整備その他林業の振興との関連																																				
本町は <u>84.7</u> %が森林であるため、林業との関連が多く、農業と林業との連携による保全をしていく必要のある地域である。林業振興は、水源かん養、自然生態の保全・育成や災害・鳥獣害防止等農業振興においても大きな影響があるため、南伊勢町森林整備計画との調整を図り、中山間地の農道整備についても、有機的連携を図った中で効率的な整備に努めていく。																																				
4 他事業との関連																																				
農業生産基盤の整備は、農村地域の環境整備としての要素も大きいため、 <u>一般道路等他事業との整合性を確保しつつ</u> 、総合的な視点からの事業の推進に努めていく。																																				

変 更 案					変 更 前 （ 現 在 ）					
1 農用地等の保全の方向										
農用地は、食料生産の場であるとともに、美しい景観、水源かん養など国土や環境を保全するとともに、遊水調整による防災機能を発揮する等、農業生産活動を行うことにより生ずる多面的機能を発揮している。										
しかし、農業者の高齢化や担い手不足など農業生産環境の変化により、農用地等が持つ多面的機能が低下することが懸念されている。このため、無秩序な土地利用や 荒廃農地 の増加を防ぎ、生産基盤である農地を営農に適した良好な状態で保全することが重要である。このため、農地流動化による農用地利用集積の推進と、耕地利用率の向上を図ることで、農用地等の保全に努めていく。										
農業生産基盤として利用を図る農地は、農業委員会等との連携を図り、経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業を積極的に実施し、日本型直接支払交付金により農用地等の保全に努めていく。										
また、有害鳥獣による農作物の食害が増加傾向にあり、営農意欲が衰退し、 農地の荒廃化 が進んでいるため、被害が多い地域を対象に有害鳥獣対策として、鳥獣による被害防止施設等の整備を促進し、被害の抑制に努めていく。										
さらに、用水路等の土地改良施設（以下、施設）の老朽化が進んでいて、施設機能が低下しつつある。このため、緊急性のある土地改良施設を対象に、施設機能の維持を図るため、予防保全に努めていく。										
なお、農道や水路の補修に当たっては、地域及び住民による保全活動の推進に努めていく。										
2 農用地等保全整備計画										
事業の種類		事業の概要		受益の範囲		対図番号	備 考			
				受益地区	受益面積					
該当なし										
3 農用地等の保全のための活動										
(1) 荒廃農地 の解消										
・農業委員会等との連携を図り、経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業を積極的に実施するとともに、農作業の受委託を推進し、 荒廃農地 の発生抑制に努めていく。										
・日本型直接支払交付金を活用した共同保全活動によって、農用地等の保全に努めていくほか、景観形成作物の栽培を促進し、美しい地域づくりや景観づくりに努めていく。										
・農業委員会が遊休農地の未然防止と、受け手の再生利用活動支援を実施に努めていく。										
・ 多面的機能支払制度及び中山間地域直接支払制度 をはじめとする各種事業を活用し、 荒廃農地 の解消に努めていく。										
・ 荒廃農地で移動放牧を行い、担い手として地域おこし協力隊を募集し、集落支援員の指導のもと、放牧技術等を習得する。										

1 農用地等の保全の方向										
農用地は、食料生産の場であるとともに、美しい景観、水源のかん養など国土や環境を保全するとともに、遊水調整による防災機能を発揮する等、農業生産活動を行うことにより生ずる多面的機能を発揮している。										
しかし、農業者の高齢化や担い手不足など農業生産環境の変化により、農用地等が持つ多面的機能が低下することが懸念されている。このため、無秩序な土地利用や 耕作放棄地 の増加を防ぎ、生産基盤である農地を営農に適した良好な状態で保全することが重要である。このため、農地流動化による農用地利用集積の推進と、耕地利用率の向上を図ることで、農用地等の保全に努めていく。										
農業生産基盤として利用を図る農地は、農業委員会等との連携を図り、経営基盤強化促進事業や農地中間管理機構事業を積極的に実施し、日本型直接支払交付金により農用地等の保全に努めていく。										
また、有害鳥獣による農作物の食害が増加傾向にあり、営農意欲が衰退し、 耕作放棄 が進んでいるため、被害が多い地域を対象に有害鳥獣対策として、鳥獣による被害防止施設等の整備を促進し、被害の抑制に努めていく。										
さらに、用水路等の土地改良施設（以下、施設）の老朽化が進んでいて、施設機能が低下しつつある。このため、緊急性のある土地改良施設を対象に、施設機能の維持を図るため、予防保全に努めていく。										
なお、農道や水路の補修に当たっては、地域及び住民による保全活動の推進に努めていく。										
2 農用地等保全整備計画										
事業の種類		事業の概要		受益の範囲		対図番号	備 考			
				受益地区	受益面積					
該当なし										
3 農用地等の保全のための活動										
(1) 耕作放棄地 の解消										
・農業委員会等との連携を図り、経営基盤強化促進事業や農地中間管理機構事業を積極的に実施するとともに、農作業の受委託を推進し、 耕作放棄地 の発生抑制に努めていく。										
・日本型直接支払交付金を活用した共同保全活動によって、農用地等の保全に努めていくほか、景観形成作物の栽培を促進し、美しい地域づくりや景観づくりに努めていく。										
・農業委員会が遊休農地の未然防止と、受け手の再生利用活動支援を実施に努めていく。										
・ 耕作放棄再生利用緊急対策交付金 をはじめとする各種事業を活用し、 耕作放棄地 の解消に努めていく。										

変 更 案	変 更 前 （ 現 在 ）
（２）担い手への農地集積 ・<u>農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）</u>を活用し、集落での現状と将来について話し合い活動を重ね、集団的な農地利用の方向を定める取組に努めていく。 ・経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業を活用し、<u>地域計画</u>に位置づけられた認定農業者等の担い手や新規就農者への農地の利用集積に努めていく。 ・農業者の高齢化や担い手不足が荒廃農地発生の要因であるため、県・農業委員会・ＪＡ等と連携し、就農相談や就農支援資金等を積極的に活用するなど、新規就農者の受け入れに努めていく。 （３）農業水利施設の計画的な保全の推進 ・農業水利施設は、地域の用水源として重要な役割を果たしている。このため、農業水利施設の老朽化に対応し、長寿命化に向け、適切な保全管理と計画的な予防保全に努めていく。 （４）鳥獣被害防止対策 ・鳥獣被害が増加傾向にあるため、農作物の食害の多い地域を中心に鳥獣被害防止対策を実施している。今後も、捕獲中心の被害対策に加え、防止柵などの設置や鳥獣を寄せ付けない環境づくりに努めていく。 4 森林の整備その他林業の振興との関連 里山の保全を図っていくため、地域ぐるみでの協働保全活動のほか、「南伊勢地域森林計画<u>書</u>」及び、「南伊勢町森林整備計画」その他林業施策との連携に努める。	（２）担い手への農地集積 ・「<u>人・農地プラン</u>」を活用し、集落での現状と将来について話し合い活動を重ね、集団的な農地利用の方向を定める取組に努めていく。 ・経営基盤強化促進事業や農地中間管理機構事業を活用し、「<u>人・農地プラン</u>」に位置づけられた地域の中心となる経営体である認定農業者等の担い手や新規就農者への農地の利用集積に努めていく。<u>また、出し手への周知を積極的に行っていく。</u> ・農業者の高齢化や担い手不足が耕作放棄地発生の要因であるため、県・農業委員会・ＪＡ等と連携し、就農相談や就農支援資金等を積極的に活用するなど、新規就農者の受け入れに努めていく。 （３）農業水利施設の計画的な保全の推進 ・農業水利施設は、地域の用水源として重要な役割を果たしている。このため、農業水利施設の老朽化に対応し、長寿命化に向け、適切な保全管理と計画的な予防保全に努めていく。 （４）鳥獣被害防止対策 ・鳥獣被害が増加傾向にあるため、農作物の食害の多い地域を中心に鳥獣被害防止対策を実施している。今後も、捕獲中心の被害対策に加え、防止柵などの設置や鳥獣を寄せ付けない環境づくりに努めていく。 4 森林の整備その他林業の振興との関連 里山の保全を図っていくため、地域ぐるみでの協働保全活動のほか、「<u>南伊勢地域森林計画</u>」及び、「南伊勢町森林整備計画」その他林業施策との連携に努める。

第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

変 更 案				変 更 前 （ 現 在 ）							
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向											
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標											
農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとしていくために、本町で成功している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、本地域の条件に適した重点作目である柑橘中心経営と、水稻、畜産等の経営体が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（1農家（主なる農業従事者 2.0人～2.5人）あたり <u>400</u> ～800万円程度）年間労働時間（主たる農業従事者 1人当たり <u>1,800</u> ～2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。											
個別経営	営農類型	目標規模	作目構成		家族経営	営農類型	目標規模	作目構成	<u>戸数</u> (経営体数)	<u>流動化</u> <u>目標面積</u>	
	柑橘中心経営 A	2.5ha	マルチみかん	20a		柑橘中心経営 A	2.5ha	マルチみかん	20a	<u>6</u>	<u>二</u>
			極早生	50a				極早生	50a		
	早生	80a	早生	80a		<u>29</u>	<u>二</u>				
	普通	30a	普通	30a							
	セミノール	50a	セミノール	50a		<u>3</u>	<u>15ha</u>				
	不知火	20a	不知火	20a							
	柑橘中心経営 B	1.8ha	極早生	<u>30a</u>		柑橘中心経営 B	1.8ha	極早生	<u>50a</u>	<u>29</u>	<u>二</u>
			早生	80a				早生	80a		
	<u>水稻中心経営</u>	6.0ha	水稻	6ha		水稻中心経営 <u>A</u>	6.0ha	水稻	6ha	<u>3</u>	<u>15ha</u>
作業受託			5ha	作業受託	5ha						
営	ハウスいちご (ポット促成)	0.4ha	イチゴ(施設) 40a		家族経営	<u>施設花き A 経営</u>	<u>0.4ha</u>	<u>花壇苗</u> 40a	<u>1</u>	<u>二</u>	
	肉用牛肥育	10.0ha	肥育牛	150 頭		ハウスいちご (ポット促成) <u>【いちご(施設)】</u>	0.4ha	イチゴ(施設)	40a	<u>5</u>	<u>二</u>
			ソルガム他	10ha				肉用牛肥育	10.0ha		
組織経営	柑橘中心経営	5.0ha	マルチみかん	35a	家族経営	肉用牛肥育	10.0ha	ソルガム他	10ha	<u>3</u>	<u>30ha</u>
			極早生	200a				養豚一貫 中心経営	雌雄		
			早生	200a				雄	8 頭		
			普通	40a							
			不知火	25a							
資料：南伊勢町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 <u>(R5.11)</u>											

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向											
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標											
農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとしていくために、本町で成功している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、本地域の条件に適した重点作目である柑橘中心経営と、水稻、 <u>施設花き</u> 、畜産等の経営体が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（1農家（主なる農業従事者 2.0人～2.5人）あたり <u>500</u> ～800万円程度）年間労働時間（主たる農業従事者 1人当たり <u>2,000</u> 時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。											
家族経営	営農類型	目標規模	作目構成		<u>戸数</u> (経営体数)	<u>流動化</u> <u>目標面積</u>					
	柑橘中心経営 A	2.5ha	マルチみかん	20a	柑橘中心経営 A	2.5ha	マルチみかん	20a	<u>6</u>	<u>二</u>	
			極早生	50a			極早生	50a			
	早生	80a	早生	80a	<u>29</u>	<u>二</u>					
	普通	30a	普通	30a							
	セミノール	50a	セミノール	50a	<u>3</u>	<u>15ha</u>					
	不知火	20a	不知火	20a							
	柑橘中心経営 B	1.8ha	極早生	<u>50a</u>	柑橘中心経営 B	1.8ha	極早生	<u>50a</u>	<u>29</u>	<u>二</u>	
			早生	80a			早生	80a			
	水稻中心経営 <u>A</u>	6.0ha	水稻	6ha	水稻中心経営 <u>A</u>	6.0ha	水稻	6ha	<u>3</u>	<u>15ha</u>	
作業受託			5ha	作業受託			5ha				
家族経営	<u>施設花き A 経営</u>	<u>0.4ha</u>	<u>花壇苗</u> 40a		家族経営	<u>施設花き A 経営</u>	<u>0.4ha</u>	<u>花壇苗</u> 40a	<u>1</u>	<u>二</u>	
	ハウスいちご (ポット促成) <u>【いちご(施設)】</u>	0.4ha	イチゴ(施設)	40a		ハウスいちご (ポット促成) <u>【いちご(施設)】</u>	0.4ha	イチゴ(施設)	40a	<u>5</u>	<u>二</u>
			肉用牛肥育	10.0ha				肥育牛	150 頭		
家族経営	肉用牛肥育	10.0ha	ソルガム他	10ha	家族経営	肉用牛肥育	10.0ha	ソルガム他	10ha	<u>3</u>	<u>30ha</u>
			養豚一貫 中心経営	雌雄				170 頭 8 頭	養豚一貫 中心経営		
組織経営	柑橘中心経営	5.0ha	マルチみかん	35a	組織経営	柑橘中心経営	5.0ha	マルチみかん	35a	<u>3</u>	<u>二</u>
			極早生	200a				極早生	200a		
				早生	200a				早生	200a	<u>3</u>
			普通	40a				普通	40a	<u>1</u>	
			不知火	25a				不知火	25a		
資料：南伊勢町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想											

変 更 案	変 更 前 （ 現 在 ）
（２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 農業経営の改善による望ましい経営体を育成するため、土地利用型農業を目指す農業者<u>に対して、農地の集積・集約化を進め、効率的な農業経営の実現を促していく。誘導方向の推進にあたっては、農業委員会や農地中間管理機構が中心となり、農地の掘り起こし活動や農地の貸し手と借り手に係る情報の一元的把握により、両者の適切な結びつけを推進する。また、これらの農地の集積・集約化の取組</u>において、効率的な農業経営<u>の実現の観点から、地域農業の担い手の集团的農地利用が図られることに留意して進めていく。</u> このため、<u>地域計画</u>を活用しながら地域での話し合いと合意形成を積極的に推進し、農地を集積する中で、認定農業者の育成を行い、効率的かつ安定的な経営体の育成に努めていく。 また、兼業農家や高齢者農家が安心して農作業を委託できる認定農業者や受託組織を育成するため、県・町・ＪＡ等が連携を取る中で、地域農業の担い手となる生産組織の充実に努めていく。 さらに、日本型直接支払制度で締結した組織と連携し、農地の多面的機能を発揮しつつ農地の有効利用と農業用施設の保全等に努めていく。 施設野菜経営を目指す農業者は、消費者ニーズに的確に応えるようポジティブリスト制度を厳格に遵守し、<u>安全・安心</u>な農産物の生産に努め<u>るとともに、</u>農産物のブランド化に<u>も取り組んでいく。</u> ２ 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 魅力ある農業経営と生産性の高い農業の確立を図るため、認定農業者などの担い手に農用地の流動化を推進することによって、規模拡大及び農用地の効率的な利用を図る。 （１）農業従事者の育成・支援対策 ・地域農業を担う対策として、新たな認定農業者を育成するとともに、農業経営改善計画の計画期間が終了する認定農業者については計画の達成状況を点検し、さらなる経営改善を目指す農業者に対しては、新たな計画の作成指導に努めていく。 （２）農業生産組織の活動促進対策 ・<u>オペレーターの育成及び農作業受委託の促進等</u>を図ることにより、<u>集落営農の実態等に応じた農業生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。</u> （３）農作業の受委託対策 ・<u>ＪＡその他農業に関する団体による農作業受委託の仲介を促進する。</u> （４）農作業の共同化対策 ・<u>ＪＡ</u>を中心に、地域での農作業の実態を把握するとともに、農業機械の共同利用を含めた農作業の共同化の推進に努めていく。 （５）農用地の<u>集積・集約</u>化対策 ・農用地の効率的かつ総合的な利用のため、経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業を積極的に実施するとともに、農業委員会や農地中間管理機構との連携を進める中で、経営の規模拡大、<u>新規農業希望者に対する農地の取得・斡旋</u>に努めていく。 ・農地に係る情報について、農家台帳等を活用しつつ、農地の出し手と受け手に係る情報を一元的に把握し、農業者への情報提供を行い、<u>地域計画</u>に位置づけられた担い手への利用集積と農用地の<u>集約</u>化に努めていく。	（２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 農業経営の改善による望ましい経営体を育成するため、土地利用型農業を目指す農業者<u>は、農業委員会や農地中間管理機構が中心となり、農地の掘り起こし活動を強化する中で、農地の貸し手と借り手に係る情報を一元的に把握し、両者を適切に結びつける活動の強化と、これらの農地の流動化において、効率的な農業経営のために、集団化・連担化した条件で地域農業の担い手に農地が集積されるよう努めていく必要がある。</u> このため、<u>「人・農地プラン」</u>を活用しながら地域での話し合いと合意形成を積極的に推進し、農地を集積する中で、認定農業者の育成を行い、効率的かつ安定的な経営体の育成に努めていく。 また、兼業農家や高齢者農家が安心して農作業を委託できる認定農業者や受託組織を育成するため、県・町・ＪＡ等が連携を取る中で、地域農業の担い手となる生産組織の充実に努めていく。 さらに、日本型直接支払制度で締結した組織と連携し、農地の多面的機能を発揮しつつ農地の有効利用と農業用施設の保全等に努めていく。 施設野菜経営を目指す農業者は、消費者ニーズに的確に応えるようエコファーマーの育成やポジティブリスト制度を厳格に遵守し、<u>安心・安全</u>な農産物の生産に努め、農産物のブランド化に努めていく。 ２ 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 魅力ある農業経営と生産性の高い農業の確立を図るため、認定農業者などの担い手に農用地の流動化を推進することによって、規模拡大及び農用地の効率的な利用を図る。 （１）農業従事者の育成・支援対策 ・地域農業を担う対策として、新たな認定農業者を育成するとともに、農業経営改善計画の計画期間が終了する認定農業者については計画の達成状況を点検し、さらなる経営改善を目指す農業者に対しては、新たな計画の作成指導に努めていく。 （２）農業生産組織の活動促進対策 ・<u>各関係機関と連携のもとで、生産組織のリーダーとなる農家の育成等を行うとともに、ＪＡの各生産部門別組織活動の活性化に努めていく。</u> （３）農作業の受委託対策 ・<u>認定農業者は兼業農家や高齢農業従事者がＪＡを仲介し、受委託に努めていく。</u> （４）農作業の共同化対策 ・<u>日本型直接支払制度の協定組織</u>を中心に、地域での農作業の実態を把握するとともに、農業機械の共同利用を含めた農作業の共同化の推進に努めていく。 （５）農用地の<u>集団</u>化対策 ・農用地の効率的かつ総合的な利用のため、経営基盤強化促進事業や<u>農地中間管理事業</u>を積極的に実施するとともに、農業委員会や農地中間管理機構との連携を進める中で、経営の規模拡大、<u>農地の集団化</u>に努めていく。 ・農地に係る情報について、農家台帳等を活用しつつ、農地の出し手と受け手に係る情報を一元的に把握し、農業者への情報提供を行い、<u>「人・農地プラン」</u>に位置づけられた地域の中心となる経営体への利用集積と農用地の<u>集団</u>化に努めていく。

変 更 案	変 更 前 （ 現 在 ）
（６）地力の増進対策 ・地域ぐるみや個別経営体ごとの輪作体系の確立を支援するとともに、地力増進作物の活用、土壌分析に基づく施肥や耕畜連携を推進する中で、家畜排せつ物やもみ殻等の有機性資源による利活用を図り、消費者の安全・安心志向に対応した環境保全型農業を推進することで、地力の維持増進を図る。 （７）地産地消の推進 ・自然・立地条件の特色を活かし、地場産の新鮮な野菜などを販売している施設では少量化や小分けにするなど消費者ニーズに踏まえた地産地消に努めていくほか、減農薬・減化学肥料栽培など環境保全型農業の推進、消費拡大イベント開催による地元農産物のＰＲなど地産地消の拡大に努めていく。 ・総合学習の一貫として郷土料理や地場農産物について学ぶ、食農教育の推進を図るとともに、学校給食に地場農産物を利用する等、地産地消運動を展開しており、今後も活動の強化に努めていく。 ・町内農家が生産した農産物による町内飲食店への利用拡大、高品質化などによるブランド力の形成のほか、農産物の生産だけでなく、６次産業化による地産地消の推進に努めていく。 ３ 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし	（６）地力の増進対策 ・地域ぐるみや家族経営体ごとの輪作体系の確立を支援するとともに、地力増進作物の活用、土壌分析に基づく施肥や耕畜連携を推進する中で、家畜排せつ物やもみ殻等の有機性資源による利活用を図り、消費者の安全・安心志向に対応した環境保全型農業を推進することで、地力の維持増進を図る。 （７）地産地消の推進 ・自然・立地条件の特色を活かし、地場産の新鮮な野菜などを販売している「産直市場 南伊勢」、「東宮青空市」では少量化や小分けにするなど消費者ニーズに踏まえた地産地消に努めていくほか、減農薬・減化学肥料栽培など環境保全型農業の推進、消費拡大イベント開催による地元農産物のＰＲなど地産地消の拡大に努めていく。 ・総合学習の一貫として郷土料理や地場農産物について学ぶ、食農教育の推進を図るとともに、学校給食に地場農産物を利用する等、地産地消運動を展開しており、今後も活動の強化に努めていく。 ・町内農家が生産した農産物による町内飲食店への利用拡大、高品質化などによるブランド力の形成のほか、農産物の生産だけでなく、６次産業化による地産地消の推進に努めていく。 ３ 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし

第 5 農業近代化施設の整備計画

変 更 案								変 更 前 （ 現 在 ）						
1 農業近代化施設の整備の方向 自然との調和と保全を図りつつ、農産物の品質や<u>安全・安心</u>を求める多様化する消費者のニーズに対応した地域農産物の地産地消を推進していくことが重要である。 このため、エコファーマーの認証の奨励やポジティブリスト制度の遵守をするなかで、野菜や果樹（温州みかん等）といった地域農産物のブランド化を進め、高付加価値農産物の生産体制を構築するため、樹園地の整備を行うほか、生産・出荷体制を構築するための施設整備などの検討を行う。<u>。また</u>、光センサー選果機を導入して統一した品質管理に基づいた生産流通体制を確立する必要があるため、樹園地の利用集積と併せて、高性能防除機等の共同利用と、高性能選果施設及び流通販売施設等の整備に努めていく。 一方、消費者ニーズに対応することも重要であることから、消費者ニーズの調査・分析を行ったうえで、既設農産物直売施設の改装のほか、農産物だけでなく、林産物や水産物の販路拡大を高める機能と、地域食材を利用した加工品の加工技術の向上と販路拡大を目指す<u>す。</u> 今後も、産地間競争に勝ち抜くため、安定的な生産出荷、販売体制を確立するための近代化施設の整備を推進する中で、地域性を生かした観光産業との連携や都市住民との交流を含めた農業を展開し、産業として成り立つ農業を推進するほか、南伊勢町産農産物を活かし、6次産業化による新商品等の開発と販売促進を図るため、国等支援策の活用に努めていく。								1 農業近代化施設の整備の方向 自然との調和と保全を図りつつ、農産物の品質や<u>安心・安全</u>を求める多様化する消費者のニーズに対応した地域農産物の地産地消を推進していくことが重要である。 このため、エコファーマーの認証の奨励やポジティブリスト制度の遵守をするなかで、野菜や果樹（温州みかん等）といった地域農産物のブランド化を進め、高付加価値農産物の生産体制を構築するため、樹園地の整備を行うほか、生産・出荷体制を構築するための施設整備などの検討を行う<u>ほか</u>、光センサー選果機を導入して統一した品質管理に基づいた生産流通体制を確立する必要があるため、樹園地の利用集積と併せて、高性能防除機等の共同利用と、高性能選果施設及び流通販売施設等の整備に努めていく。 一方、消費者ニーズに対応することも重要であることから、消費者ニーズの調査・分析を行ったうえで、既設農産物直売施設の改装のほか、農産物だけでなく、林産物や水産物の販路拡大を高める機能と、地域食材を利用した加工品の加工技術の向上と販路拡大を目指す<u>し、地域食材供給施設の整備に努めていく。</u> 今後も、産地間競争に勝ち抜くため、安定的な生産出荷、販売体制を確立するための近代化施設の整備を推進する中で、地域性を生かした観光産業との連携や都市住民との交流を含めた農業を展開し、産業として成り立つ農業を推進するほか、南伊勢町産農産物を活かし、6次産業化による新商品等の開発と販売促進を図るため、国等支援策の活用に努めていく。						
2 農業近代化施設整備計画								2 農業近代化施設整備計画						
施設の種類	位置及び規模	受 益 の 範 囲			利用組織	対図番号	備 考	施設の種類	位置及び規模	受 益 の 範 囲			利用組織	備 考
		受益地区	受益面積 (ha)	受益個数 (戸)						受益地区	受益面積 (ha)	受益個数 (戸)		
<u>該当なし</u>								<u>地域食材供給施設</u>	<u>未定</u>	<u>全町</u>		<u>全戸</u>	<u>－</u>	
3 森林の整備その他林業の振興との関連 特になし。								3 森林の整備その他林業の振興との関連 特になし。						

第 6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

変 更 案						変 更 前 （ 現 在 ）																																									
1農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 本町には新規就農者の育成・確保施設は整備されていないが、農業・農村の活性化を図るため、新規就農者等の担い手の確保・育成は必要不可欠である。このため、南伊勢地域農業再生協議会を中心に、県と、農業協同組合等と連携を図るなかで、就農希望者の就農相談や、新規就農者等担い手が効率的かつ安定的な農業経営ができるよう経営相談・支援、農地情報の提供等の広範囲な営農支援体制の充実・強化を図り、人材の確保に努める。 また、集落単位での合意による営農組織の育成に向けて、地区での制度説明会や集落の現状と将来方向についての話し合い活動を重ね、<u>地域計画</u>を作成し、その実現に向けた様々な支援を行うほか、集落営農組織や作業受委託組織の育成を強力に進め、新規就農者を含めた地域の担い手育成・掘りおこしに努めるとともに、<u>地域計画</u>に位置づけられた担い手への農地利用集積を図る。 さらに、特定農業法人や企業等多様な担い手による農業への新規参入を促す中で、耕作放棄地の解消を図り、農用地の効率的な活用を図る。 認定農業者の育成は、南伊勢地域農業再生協議会が中心となり、県と農業協同組合と連携するなかで、各作目別の生産者組織での活動を通じて、より高度で実践的な技術習得や経営改善指導等、農業経営改善計画の実現に向けた支援を行うとともに、計画期間が終了する認定農業者は、既存計画の成果を点検した上で、さらに効率的かつ安定的な農業経営を目指した新たな計画の作成指導を行う。												1農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 本町には新規就農者の育成・確保施設は整備されていないが、農業・農村の活性化を図るため、新規就農者等の担い手の確保・育成は必要不可欠である。このため、南伊勢地域農業再生協議会を中心に、県と、農業協同組合等と連携を図るなかで、就農希望者の就農相談や、新規就農者等担い手が効率的かつ安定的な農業経営ができるよう経営相談・支援、農地情報の提供等の広範囲な営農支援体制の充実・強化を図り、人材の確保に努める。 また、集落単位での合意による営農組織の育成に向けて、地区での制度説明会や集落の現状と将来方向についての話し合い活動を重ね、<u>人・農地プラン</u>を作成し、その実現に向けた様々な支援を行うほか、集落営農組織や作業受委託組織の育成を強力に進め、新規就農者を含めた地域の担い手育成・掘りおこしに努めるとともに、<u>人・農地プラン</u>に位置づけられた地域の中心となる経営体への農地利用集積を図る。 さらに、特定農業法人や企業等多様な担い手による農業への新規参入を促す中で、耕作放棄地の解消を図り、農用地の効率的な活用を図る。 認定農業者の育成は、南伊勢地域農業再生協議会が中心となり、県と農業協同組合と連携するなかで、各作目別の生産者組織での活動を通じて、より高度で実践的な技術習得や経営改善指導等、農業経営改善計画の実現に向けた支援を行うとともに、計画期間が終了する認定農業者は、既存計画の成果を点検した上で、さらに効率的かつ安定的な農業経営を目指した新たな計画の作成指導を行う。																																			
2農業就業者育成・確保施設整備計画 <table><tr><td>施設の種類</td><td>施設の内容</td><td>位置及び規模</td><td>施設の対象者</td><td>対図番号</td><td>備考</td></tr><tr><td>該当なし</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>												施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考	該当なし						2農業就業者育成・確保施設整備計画 <table><tr><td>施設の種類</td><td>施設の内容</td><td>位置及び規模</td><td>施設の対象者</td><td>対図番号</td><td>備考</td></tr><tr><td>該当なし</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>												施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考	該当なし					
施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考																																										
該当なし																																															
施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考																																										
該当なし																																															
3農業を担うべき者のための支援の活動 新規就農者<u>に対して</u>新規就農総合支援事業を活用することにより、準備段階から独立自営就農における所得の確保、技術の習得、機械・施設の導入、農地の確保、就農相談等の公的支援を<u>行う</u>。 （１）農地確保の支援 生産基盤となる農地の確保は、農業委員会と一体となって、農地の貸し借りや取得に対しての支援を行う。 （２）技術指導及び機械・施設の導入支援 <u>県、町</u>、ＪＡと連携して、「認定農業者」や「指導農業士」に協力を要請し、栽培技術のほか、機械・施設の導入支援を行う。 （３）資金の支援 独立自営就農時における青年等就農給付金、<u>経営開始資金等</u>による支援を行なうほか、必要な資金手当などの情報提供などの支援を行う。												3農業を担うべき者のための支援の活動 新規就農者<u>は</u>、新規就農総合支援事業を活用することにより、準備段階から独立自営就農における所得の確保、技術の習得、機械・施設の導入、農地の確保、就農相談等の公的支援を<u>行なう</u>。 （１）農地確保の支援 生産基盤となる農地の確保は、農業委員会と一体となって、農地の貸し借りや取得に対しての支援を行う。 （２）技術指導及び機械・施設の導入支援 <u>三重県、南伊勢町</u>、ＪＡと連携して、「認定農業者」や「指導農業士」に協力を要請し、栽培技術のほか、機械・施設の導入支援を行う。 （３）資金の支援 独立自営就農時における<u>青年就農給付金</u>による支援を行なうほか、必要な資金手当などの情報提供などの支援を行う。																																			
4森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし												4森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし																																			

第 7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

変 更 案				変 更 前 （ 現 在 ）									
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標			1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標									
	本町の産業は、第 1 次産業を中心に発展してきたが、 <u>農業を取り巻く厳しい労働環境や経営環境などを背景として、専業農家は減少、兼業農家は増加しており、安定的な就業の場の確保は重要な課題となっている。</u>			<u>本町の産業は、第 1 次産業を中心に発展してきたが、販売農家 193 戸（2015 年農林業センサス）のうち、第 2 種兼業農家（112 戸）が占める割合は 58.0%である。</u>									
	<u>そこで、多様な人材が就労できる環境づくりや、多様で柔軟な働き方ができる環境の整備、仕事と子育て、介護等の両立など、ワーク・ライフ・バランスの実現といった労働生産性が向上する環境づくりに取り組むとともに、若年者やU I ター希望者が、南伊勢町に住みながら、いきいきと働ける環境がもてるよう支援していく。</u>			<u>また、本町における他産業の状況をみると、日雇い・臨時雇い等の不安定兼業農家が多く、農家の後継者においては町外他産業への就業者が多いのが現状である。その結果、農業従事者の高齢化や担い手不足によって、耕作放棄地は増加傾向である。</u>									
				<u>そこで、農業の振興を図るため、地元での安定した就業機会の確保を通じて不安定兼業農家の所得確保を図るとともに、人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体への農用地の利用集積を促進することが必要であるほか、工場立地法の工場適地に基づき、工場誘致を進め、計画的かつ総合的に就業の場を創設・確保することで、農家が安心して働ける機会を増加させるとともに、担い手への農用地の集積を行い、農業就業構造の改善を図るほか、農業の 6 次産業化と都市農村交流を軸に、コミュニティビジネスをはじめ、女性や高齢者のグループ活動の起業化を推進し、就業機会の増大を図る。</u>									

第 8 生活環境施設の整備計画

変	更	案	変	更	前	(	現	在	)
1 生活環境施設の整備の目標			1 生活環境施設の整備の目標						
本町は、豊かな自然や恵まれた居住環境を活かし、 <u>美しい入り江、豊かな里山をもつまち</u> として、『 <u>私たちの元気</u> 』で輝きつづけるまち『 <u>輝き</u> 』を『 <u>未来</u> 』へ受け継ぐまち」をめざす姿とし、豊かな自然環境に囲まれた良好な生活環境の整備を総合的に行い、農村が農業の持続的な発展の基盤としての役割を果たしていくため、地域住民の生活の安定と質的な向上を目標に、安全性、保健性、快適性、文化性の向上に努めていく。			本町は、豊かな自然や恵まれた居住環境を活かし、 <u>どこにも負けない美しく豊かであたたかなまちとして、「安全・安心を実現し、希望をもち誇れる南伊勢町」</u> をめざす姿とし、豊かな自然環境に囲まれた良好な生活環境の整備を総合的に行い、農村が農業の持続的な発展の基盤としての役割を果たしていくため、地域住民の生活の安定と質的な向上を目標に、安全性、保健性、快適性、文化性の向上に努めていく。						
(1)安全性の向上			(1)安全性の向上						
災害の危険のある急傾斜地崩壊（危険）区域の土地利用の適正化と河川の計画的改修を推進するとともに、 <u>激甚化する自然災害や新型コロナウイルス感染症などの新たな脅威への対策を進める。</u> また、災害時に対応できるよう関係機関との連携強化を図りながら、町全体で総合的な防災訓練の実施に努めていく。			災害の危険のある急傾斜地崩壊（危険）区域の土地利用の適正化と河川の計画的改修を推進するとともに、 <u>地域の防災力を高めるため、「地域防災計画」の見直しを随時行っていく。</u> また、災害時に対応できるよう関係機関との連携強化を図りながら、 <u>市全体</u> で総合的な防災訓練の実施に努めていく。						
<u>さらに、避難道や指定避難所等</u> の整備、改修を行うとともに危険箇所の把握及び <u>急傾斜、河川整備などの危険区域指定、水位標の設置などの整備</u> を実施し安全確保に努めていく。			<u>また、交通環境の改善のため狭あいな集落道等</u> の整備、改修を行うとともに危険箇所の把握及び <u>防犯灯、消防水利（消火栓、防火水槽）</u> の整備を計画的に実施し安全確保に努めていく。						
近年、増加・凶悪化する犯罪に対し、防犯意識を高めるため自治会やP T A、ボランティア等の関係団体の連携を促し、地域における防犯体制の整備に努めていく。			近年、増加・凶悪化する犯罪に対し、防犯意識を高めるため自治会やP T A、ボランティア等の関係団体の連携を促し、地域における防犯体制の整備に努めていく。						
(2)保健性の向上			(2)保健性の向上						
近年、生活様式の多様化に伴い、生活排水の量が年々増大している。 <u>水洗化補助金を活用した下水道、公共浄化槽への接続や共同浄化槽の設置を促進し、長寿命化計画策定により、施設の適切な維持管理及び維持管理経費の削減を図り、健全な財政経営に</u> 努めていく。			近年、生活様式の多様化に伴い、生活排水の量が年々増大している。 <u>今後もしばらく合併処理浄化槽の普及やその適正管理の指導に努めていく。</u>						
また、住民が安心して利用できる上水道の安定的供給を推進するとともに、老朽化対応や <u>適正な水質管理</u> のための水道関連施設の <u>計画的な整備</u> ・更新、 <u>地方公営企業として有収率の向上と健全な経営に努めていく。</u>			また、住民が安心して利用できる上水道の安定的供給を推進するとともに、老朽化対応や <u>耐震性向上</u> のための水道関連施設の <u>更新、簡易水道の上水道への統合を図りながら、水資源の保護や節水への意識と行動の喚起に努めていく。</u>						
(3)利便性の向上			(3)利便性の向上						
今後は、良好な道路網を構築し、 <u>町内外を含めた公共交通網の更なる利便性の向上に努める。また、外出困難な人に向けて第三者が支える仕組みとして、地域の既存組織・事業者等を活用した配食・配達や送迎の仕組みを検討していく。</u>			今後は、良好な道路網を構築し、 <u>町内交通の円滑化</u> に努める。また、 <u>自動車を利用できない高齢者や未成年の交通手段として、路線バス・循環バスの運行および乗り継ぎ等の利便性を今後も継続的に向上させていく必要があるほか、歩行者、自転車の安全性を確保する歩道の設置を図り、バリアフリー化に努めていく。</u>						
(4)快適性の向上（地域用水機能の保全と整備推進）			(4)快適性の向上（地域用水機能の保全と整備推進）						
農業用水は、かんがい利用されるだけでなく、農業集落の防火用水等広範囲に利活用されているほか、景観形成、親水、生態系保全等の役割を果たしている。このため、河川や水路など農業水利施設の有する景観形成、親水等の地域用水機能を活用し、潤いとやすらぎのある快適な生活環境の整備に努めていく。			農業用水は、かんがい利用されるだけでなく、農業集落の防火用水等広範囲に利活用されているほか、景観形成、親水、生態系保全等の役割を果たしている。このため、河川や水路など農業水利施設の有する景観形成、親水等の地域用水機能を活用し、潤いとやすらぎのある快適な生活環境の整備に努めていく。						
特に町内に分布しているため池は、貴重な水辺環境を提供する資源、地域コミュニティの場として、周辺への花木の植栽、水面利用に努めていく。			特に町内に分布しているため池は、貴重な水辺環境を提供する資源、地域コミュニティの場として、周辺への花木の植栽、水面利用に努めていく。						
(5)文化性の向上（農村コミュニティ活動の推進）			(5)文化性の向上（農村コミュニティ活動の推進）						
兼業化、高齢化、混住化が進み、地域における生活意識の多様化がみられ、地域連帯感・集落機能が低下傾向にある。このため、農家、非農家を含めた地域ぐるみでの協働保全活動による集落組織などの育成強化を通じ、 <u>伝統文化の継承と文化財の保存活用</u> に努めていくとともに、 <u>地域の偉人や文化財など、子どもたちの郷土への理解と関心を深めるための学習機会の充実を図る。</u>			兼業化、高齢化、混住化が進み、地域における生活意識の多様化がみられ、地域連帯感・集落機能が低下傾向にある。このため、農家、非農家を含めた地域ぐるみでの協働保全活動による集落組織などの育成強化を通じ、 <u>長年育んできた伝統行事や文化の伝承、文化的歴史的遺跡等の農村文化や農業農村が持つ多面的機能を後世に伝えるために郷土教育の充実</u> に努めていくとともに、 <u>住民が農村文化にふれる機会の充実や地域の自主性と創意に基づいたコミュニティ活動を推進し、地域の連帯感の育成と一体的に、都市と農村の交流に努めていく。</u>						

変 更 案				変 更 前 （ 現 在 ）			
2 生活環境施設整備計画				2 生活環境施設整備計画			
施設の種類		位置及び規模	対図番号	施設の種類		位置及び規模	対図番号
該当なし				該当なし			
3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし				3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし			
4 その他の施設の整備に係る事業との関連 農村地域の環境整備は、地域間連絡道路や国・県道などの道路整備事業との整合性を確保しつつ、総合的な視点からの事業に努めていく。				4 その他の施設の整備に係る事業との関連 農村地域の環境整備は、地域間連絡道路や国・県道などの道路整備事業との整合性を確保しつつ、総合的な視点からの事業に努めていく。			

第 9 付図 (別添)

変 更 案		変 更 前 (現 在)	
1	土地利用計画図 (付図 1 号)	1	土地利用計画図 (附図 1 号)
2	農業生産基盤整備開発計画図 (付図 2 号) 該当なし	2	農業生産基盤整備開発計画図 (附図 2 号) 該当なし
3	農用地等保全整備計画図 (付図 3 号) 該当なし	3	農用地等保全整備計画図 (附図 3 号) 該当なし
4	農業近代化施設整備計画図 (付図 4 号) 該当なし	4	農業近代化施設整備計画図 (附図 4 号) 該当なし
5	農業就業者育成・確保整備計画図 (付図 5 号) 該当なし	5	農業就業者育成・確保整備計画図 (附図 5 号) 該当なし
6	生活環境施設整備計画図 (付図 6 号) 該当なし	6	生活環境施設整備計画図 (附図 6 号) 該当なし
7	土地利用計画図 (付図 7 号)		

変 更 案	変 更 前 （ 現 在 ）													
（１）農用地区域 ア 現況農用地等に係る農用地区域 付図 1 号農用地利用計画図に示す区域のうち、黄色、及び橙色で着色した区域、付図 7 号農用地利用計画図に示す区域のうち、水色、黄色、赤色、及び緑色で着色した区域にあたる土地を農用地区域とする。 イ 現況森林、原野等に係る農用地区域 該当なし （２）用途区分 下表の地区名に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。 <table><tr><th>地区名</th><th>用途区分</th></tr><tr><td>南勢 A</td><td rowspan="5">農 地 : 付図 1 号に示す区域のうち、黄色で着色した区域の土地</td></tr><tr><td>南勢 B</td></tr><tr><td>南勢 C</td></tr><tr><td>南勢 D</td></tr><tr><td>南勢 E</td></tr><tr><td>南島 A</td><td rowspan="4">農業用施設用 : 付図 1 号に示す区域のうち、橙色で着色した区域の土地</td></tr><tr><td>南島 B</td></tr><tr><td>南島 C</td></tr><tr><td>南島 D</td></tr></table>	地区名	用途区分	南勢 A	農 地 : 付図 1 号に示す区域のうち、黄色で着色した区域の土地	南勢 B	南勢 C	南勢 D	南勢 E	南島 A	農業用施設用 : 付図 1 号に示す区域のうち、橙色で着色した区域の土地	南島 B	南島 C	南島 D	
地区名	用途区分													
南勢 A	農 地 : 付図 1 号に示す区域のうち、黄色で着色した区域の土地													
南勢 B														
南勢 C														
南勢 D														
南勢 E														
南島 A	農業用施設用 : 付図 1 号に示す区域のうち、橙色で着色した区域の土地													
南島 B														
南島 C														
南島 D														

地域指定年度	平成 18
計画策定年度	平成 27
計画見直し年度	令和 6

南伊勢農業振興地域整備計画基礎調査に関する基礎資料

令和 6 年 2 月

三 重 県 南 伊 勢 町

目 次

第 1 地域の概況	1
1 人口及び産業経済の動向及び見通し	1
（1）総人口、世帯数及び産業別就業人口の動向及び見通し	1
（2）産業別生産額の動向及び見通し	2
2 地域の開発構想	3
3 農業関係法令に基づく各種農業振興計画の概要	4
4 農業関係以外の法令に基づく地域等の指定状況	5
第 2 農業生産の現況及び見通し	6
1 重点作目の概要	6
2 農業生産の動向及び見通し	9
第 3 土地利用の現況及び見通し	11
1 農業振興地域の土地利用の動向及び見通し	11
2 森林の混牧林地としての利用可能性	11
第 4 農業生産基盤の現況及び見通し	12
1 農地の整備率	12
2 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況	13
第 5 農用地等の保全及び利用の現況及び見通し	16
1 経営体数の動向及び見通し	16
2 耕地の拡張及びかい廃	16
3 農用地等の保全整備に係る各種事業の実施状況	17
4 農用地利用集積の現況及び見通し	20
5 権利移動の動向－農用地等の流動化諸方策別	21
6 農作業の受委託及び共同化、地力の維持増進、耕地利用率、裏作導入等の動向	21
7 農用地に関する規模拡大等希望戸数及び面積	22
第 6 農業近代化施設整備の現況及び見通し	23
第 7 農業就業者育成・確保の現況及び見通し	24
1 新規就農者の動向及び見通し	24
2 農業就業者育成・確保施設の状況	24
第 8 就業機会の現況及び見通し	25
1 農業従事者の就業の動向及び見通し－専兼業等別	25
2 農業従事者の就業の現況－他産業別	26
3 農村産業法等に基づく開発計画の概要	27

＜産業導入に関する実施計画の概要＞	27
4 農業従事者に対する就業相談活動の現況	28
5 企業誘致及び企業誘致活動の現況	28
第9 農村生活環境の現況及び見通し	29
1 農村生活環境整備事業等の実施状況	29
2 農村生活環境整備の問題点	31
第10 森林の整備その他林業の振興との関連に関する現況及び見通し	34
1 林業の概況	34
2 農業振興と林業振興の関連に関する現状と問題点	34
3 林業の振興に関する諸計画の概要	34
（1）南伊勢地域森林計画書	34
（2）南伊勢地域森林計画	34
第11 地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合せ等の実施状況	35
1 協定制度の実施状況	35
2 交換分合	36
（1）実施状況	36
（2）今後の見通し	36
第12 農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等	37
1 推進体制図	37
2 市の財政の状況	37
3 その他参考となる事項	38
添付図	38

第 1 地域の概況

1 人口及び産業経済の動向及び見通し

(1) 総人口、世帯数及び産業別就業人口の動向及び見通し

本町の人口は 10,989 人、世帯数は 4,977 世帯（令和 2 年国勢調査）となっている。

総人口は年々減少の傾向にある。これに伴い、世帯数についても単身世帯等を含め、年々減少の傾向にある。

農家数は、平成 22 年に 260 戸あったが、令和 2 年は 166 戸で 10 年間に 94 戸（46%）減少している。また、農家人口は平成 22 年に 969 人であったが、令和 2 年には 509 人で 460 人（53%）と減少しつつある状況にある。法人化により農業経営が集約されている状況とも考えられるが、今後も新規就農者への支援など、後継者の育成に努める必要がある。

産業別就業者数は、第 1 次産業の減少傾向とともに、第 2 次、第 3 次産業も減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くと考えられる。

今後も、「第 4 次南伊勢町総合計画～2022-2029～」や「第 3 次南伊勢町創生総合戦略」に基づく各種施策の推進により活力ある産業の振興を目指す。

表 総人口、世帯数及び産業別就業人口の動向及び見通し

単位：人、世帯、%

	総人口		総世帯数	うち農家	産業別就業人口				
		うち農家人口			総就業人口	第 1 次	うち農業	第 2 次	第 3 次
平成 22 年	14,791	969	5,926	260	6,132	1,317	331	1,268	6,704
	(100)	(6.6)	(100)	(4.4)	(100)	(21.5)	(5.4)	(20.7)	(109.3)
平成 27 年	12,788	695	5,432	195	5,410	1,109	308	1,038	5,118
	(100)	(5.4)	(100)	(3.6)	(100)	(20.5)	(5.7)	(19.2)	(94.6)
令和 2 年 (現況)	10,989	509	4,977	166	4,746	884	211	975	4,938
	(100.0)	(4.6)	(100.0)	(3.3)	(100.0)	(18.6)	(4.4)	(20.5)	(103.9)
令和 16 年 (見通し)	5,632	260	2,551	85	2,432	453	108	500	2,537
	(100.0)	(4.6)	(100.0)	(3.3)	(100.0)	18.6)	(4.4)	(20.5)	(103.9)

(注) 1 市町村行政区域に関する数字である。

2 () 内は構成比である。

3 「総人口」「総世帯数」「産業別就業人口」は国勢調査による。

4 資料：国勢調査（H22、H27、R2）、農林業センサス（H22、H27、R2）

5 総就業人口は分類不能の産業を含む

6 推計：今後の見通しは、最小二乗法（直線回帰式）によって行った。

(2) 産業別生産額の動向及び見通し

本町の産業別生産額については、令和2年現在、第1次産業は6,656百万円、第2次産業は3,656百万円、第3次産業は16,178百万円となっている。第1次、第2次、第3次全てが減少傾向にある。

農業においても、減少傾向の原因として、高齢化による後継者不足、鳥獣被害等による地域の農業を担う者の減少があげられる。今後は持続可能な農業経営を意識し、消費者ニーズに対応した安全で新鮮な農作物生産や、地域特産物などによる付加価値を高めた経営が必要となっている。

表 産業別生産額の動向及び見通し

単位：百万円、%

	産 業 別 生 産 額				
	総生産額	第1次	うち農業	第2次	第3次
平成24年	34,483 (100.0)	11,671 (33.8)	912 (2.6)	4,064 (11.8)	18,748 (54.4)
平成27年	34,159 (100.0)	11,750 (34.4)	765 (2.3)	3,832 (11.2)	18,577 (54.4)
令和2年 (現況)	26,490 (100.0)	6,656 (25.1)	355 (1.3)	3,656 (13.8)	16,178 (61.1)
令和16年 (見通し)	23,440 (100)	2,209 (9.4)	118 (0.5)	4,809 (20.5)	15,943 (68.0)

(注) 1 資料：経済活動別市町村内総生産額

2 () 内は構成比である。

3 推計：今後の見通しは、最小二乗法（直線回帰式）によって行った。

2 地域の開発構想

【「私たちの元気」で輝きつづけるまち「輝き」を「未来」へ受け継ぐまち】をコンセプトに、2022年から2029年の期間を対象として、まちづくりで大切にしたい5つの考え方を、町民みんなで総力をあげてまちづくりに取り組んでいく。

～まちづくりで大切にしたい考え方～

経済・産業の衰退や自然災害、少子高齢化、人口減少など 南伊勢町の大きな課題に対処するため、今後8年間は次の5つの考え方を大切に、まちづくりを進めます。

1. 活力ある産業・経済

- 子どもに継がせたいと思う、稼げる仕事がある

このまちに住みたい、住み続けたい。そんな思いをかなえるためには稼ぎ・働きがいがある環境が必要です。地域の産業を再生し、生産力や付加価値を上げ、働きやすい環境、新しい産業を生み出す。そんな、子どもに継がせたいと思う稼げる仕事があるまちをつくれます。

2. 安全・安心のまち

- 安全・安心な生活を守り、幸せを実感する暮らしやすいまち

南海トラフ巨大地震をはじめとする様々な脅威に備えながら、このまちで安心して幸せに暮らすことができるためにも、生活環境の整備や減災の取り組みは重要です。道路などのハード整備はもとより、地域と経済の活性化といったソフト面、生活基盤の整備による平時からの災害への備えや、新たな脅威への対応も含めて取り組んでいきます。

3. 子育て応援日本一のまち

- 子どもたちの育ちと、子育て世代をまちぐるみで全力応援

地域に子どもたちがいることがまちに活力を生み出します。子育て世代を応援することで若者にとって魅力的なまちに生まれ変わり、定住につながることで次世代を担う人材を生み出します。そのためにも、町ぐるみで全力で子育てを応援し、このまちが子育て応援日本一と言われるよう取り組みを進めます。

4. 誰もが元気なまち

- 心豊かな暮らしのできる、高齢者をはじめ誰もが元気なまち

急速な高齢化が進む南伊勢町ですが、元気に活躍する高齢者も多く、町民の大半が高齢者である本町では高齢者の活躍がまちの力となっています。生きがいや活躍の場、憩いの場が広がることで心豊かな暮らしを実現し、高齢者をはじめ誰もが元気に暮らせる取り組みを進めていきます。

5. 輝きをもてるまち

- 地方創生の取り組みを加速し、私たちの希望を実現

「こんなまちだったらいいな」そんな私たちの希望が実現できるよう地域の団体や町内外の方とも協力しながら取り組みを進めます。また、地域社会の持続のためには既存の課題だけでなくグローバルな視点での流れを捉え未来を見据えた行動を促し必要な取り組みを進めます。

出典：第4次南伊勢町総合計画（概要版）2023年3月策定（P.4～6より）

3 農業関係法令に基づく各種農業振興計画の概要

計画等名	地域指定・計画策定等年度	指定地域等の範囲	内容
南勢農業振興地域整備計画	昭和 47 年	南勢	農業振興地域の整備に関する法律に基づく計画。 自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要な地域について、その地域を明確にし、計画的に農業投資を行なうことにより、農業の健全な発展、国土資源の合理的な利用を図る。
南島農業振興地域整備計画	昭和 49 年	南島	
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成 18 年度 平成 22 年度 平成 26 年度 令和 3 年度	全町	農業経営基盤強化促進法に基づく計画。 効率的かつ安定的な農業経営の目標を定め「産業として自立できる農業の確立」を推進する。
田園環境整備マスタープラン	平成 18 年度	全町	土地改良法 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等を推進するため、地域内の環境評価に関する事項、環境保全の基本方針に関する事項、地域の整備計画に関する事項を定める。
鳥獣被害防止計画	令和元年度	全町	過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加などに伴う農林業の鳥獣被害を「個体数調整」「被害防除」「生息環境管理」などにより対策を図る。
水田収益力強化ビジョン	令和 4 年度	全町	水田経営安定のため、不作付地の有効活用として野菜等の振興作物と麦、飼料作物等の土地利用型作物を推進し、担い手の育成・確保を図るとともに生産調整の実効性の確保を図りつつ生産性の高い安定した水田営農の推進を図る。
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	令和 4 年度	全町	平成 27 年 4 月 1 日に「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」の施行を踏まえ、農業農村等有する国土保全、水源涵養及び景観形成等の多面的機能の発揮を促進するための地域活動や営農活動の支援を推進する。

4 農業関係以外の法令に基づく地域等の指定状況

地域等の名称	指定等年月日	根拠法令
過疎地域	昭和 56 年 4 月 1 日	過疎地域自立促進特別措置法
辺地地域（3箇所）	—	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
山村振興地域	昭和 41 年 12 月 20 日	山村振興法
特定農山村地域	—	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
紀伊半島振興地域	昭和 61 年 3 月 31 日	半島振興法
総合保養地域	—	総合保養地域整備法
中部圏開発整備計画（保全区域）	—	中部圏開発整備法
近畿圏開発整備計画（保全区域）	—	近畿圏開発整備法
伊勢志摩国立公園	—	自然公園法
三重県鳥獣保護区	昭和 49 年 11 月 1 日	鳥獣保護及狩猟二関スル法律
南伊勢地域森林計画（森林地域）	—	森林法
土石流危険渓流	—	土砂災害防止法
土石流氾濫域	—	土砂災害防止法
急傾斜地崩壊危険区域	—	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

第2 農業生産の現況及び見通し

1 重点作目の概要

本町は、需要の動向や生産環境の変化に対応しつつ、恵まれた気候風土を生かした農業生産が行われている。その中で、重点作目は、水稻、麦類、露地野菜、露地花き、果樹、飼料作物である。

今後は、地域の自主性と活力を基礎に地域が一体となった土地利用計画を図るとともに、安全・安心・新鮮な農産物の生産、地産地消による生産者と消費者との理解・交流に努め、地域の特性を活かした農業を展開して行く。

(1) 水稻

水稻は、米の計画的生産に対応しながら良質米の安定生産に取り組んでいる。

今後は、認定農業者及び集落営農組織、農業生産法人等の担い手農家への農地の利用集積と農作業の受委託を推進し、経営規模の拡大による生産コストの低減を図りつつ、地域実情に応じたほ場区画の整備、農業用排水施設等の整備等、水田の汎用化対策を進めるほか、高度な生産技術の導入・普及を促進する。

また、消費者の多様なニーズに対応し、有機物や土壌改良剤の施用、深耕による土作り等による安全安心で良食味な米の生産拡大を図り、稲作経営の安定化を促進する。

主食用米については、現在の作付面積を需要動向や集出荷業者の意向を勘案して維持しつつ、ブランド化及び有機栽培に意欲のある農家については、関係機関と連携し、推進していく。

(2) 麦、大豆、飼料作物

麦や大豆については、団地化や土壌改良などにより品質・収量の向上と生産の安定化を図り、飼料作物については需要に応じた取組みを行う。

(3) 露地野菜

需要動向に即応した計画生産を展開するとともに、生産から出荷までの各段階における省力化、産地体制の整備強化、品質及び生産性向上のため諸対策を総合的、計画的に実施して生産性の高い産地の育成を図る。

特に、地域の振興作物である青ネギ、イチゴについては、産地戦略野菜として位置付け、産地交付金を活用して面積拡大を推進するとともに、品質向上や収量増加などの収益力向上に向けた農業者への努力を促していく。

(4) 露地花き

今後は、経営転換誘導による新規栽培農家の育成を図りつつ、施設整備による高品質生産技術体系を確立し、栽培面積の拡大及び経営の安定化・効率化に努める。

(5) 果樹

気候の利点を活かした品目の振興と、自然環境の良さを活かした観光農業を目指し、観光果樹園の推進と組織の育成を図る。

消費者のニーズに対応した品種の導入と高付加価値化の推進により、地域特産物としての販路の拡大を図る。

土作りと肥培管理の徹底による品種の向上と生産拡大に努め、市場出荷を推進する。

(6) 畜産

大規模畜産を目指す農業経営が展開しつつある島津地区においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、農協の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施していく。

2 農業生産の動向及び見通し

作 目	平成 22 年		平成 27 年		令和 4 年（現況）		令和16年（見通し）	
	（飼養頭羽数） 作付面積 (ha)	生産量 (t)	（飼養頭羽数） 作付面積 (ha)	生産量 (t)	（飼養頭羽数） 作付面積 (ha)	生産量 (t)	（飼養頭羽数） 作付面積 (ha)	生産量 (t)
米	161	725	138	615	106	491	51	242
水稻	161	725	138	615	106	491	51	242
酒米	...	...	...	...	...	...	...	...
麦類	...	...	...	...	X	X	X	X
小麦	...	...	...	...	X	X	X	X
雑穀豆類	...	...	...	...	...	...	...	...
大豆	1	1	0	0	0	0	0	0
小豆	...	...	...	...	...	...	...	...
らっかせい	...	...	...	...	...	...	...	...
いも類	...	...	...	...	...	...	...	...
かんしょ	...	...	...	...	...	...	...	...
野菜	...	...	...	...	...	...	...	...
露地野菜	...	...	...	...	...	...	...	...
根菜類	...	...	...	...	...	...	...	...
だいこん	...	...	...	...	...	...	...	...
かぶ	...	...	...	...	...	...	...	...
にんじん	...	...	...	...	...	...	...	...
ごぼう	...	...	...	...	...	...	...	...
れんこん	...	...	...	...	...	...	...	...
ばれいしょ	...	...	...	...	...	...	...	...
さといも	...	...	...	...	...	...	...	...
葉茎菜類	...	...	...	...	3	21	3	21
はくさい	...	...	...	...	0	0	0	0
きゃべつ	...	...	...	...	1	0	1	0
ほうれんそう	...	...	...	...	...	...	...	...
カリフラワー	...	...	...	...	...	...	...	...
レタス	...	...	...	...	...	...	...	...
青ねぎ	...	...	...	...	2	21	2	21
たまねぎ	...	...	...	...	...	...	...	...
果菜類	...	...	...	...	...	...	...	...
きゅうり	...	...	...	...	...	...	...	...
かぼちゃ	...	...	...	...	...	...	...	...
なす	...	...	...	...	...	...	...	...
トマト	...	...	...	...	...	...	...	...
ピーマン	...	...	...	...	...	...	...	...
スイートコーン	...	...	...	...	...	...	...	...
さやいんげん	...	...	...	...	...	...	...	...
さやえんどう	...	...	...	...	...	...	...	...
えだまめ	...	...	...	...	...	...	...	...
果実的野菜	...	...	...	...	...	...	...	...
いちご	...	...	...	...	X	...	X	...
メロン	...	...	...	...	...	...	...	...
すいか	...	...	...	...	...	...	...	...

作 目	平成 22 年		平成 27 年		令和 4 年（現況）		令和16年（見通し）	
	（飼養頭羽数） 作付面積	生産量	（飼養頭羽数） 作付面積	生産量	（飼養頭羽数） 作付面積	生産量	（飼養頭羽数） 作付面積	生産量
	(ha)	(t)	(ha)	(t)	(ha)	(t)	(ha)	(t)
果樹	…	…	…	…	65	X	65	X
みかん	…	…	…	…	…	…	…	…
温州みかん	…	…	…	…	65	X	65	X
かき	…	…	…	…	…	…	…	…
びわ	…	…	…	…	…	…	…	…
もも	…	…	…	…	…	…	…	…
すもも	…	…	…	…	…	…	…	…
うめ	…	…	…	…	…	…	…	…
くり	…	…	…	…	…	…	…	…
キウイフルーツ	…	…	…	…	…	…	…	…
その他柑橘類	…	…	…	…	…	…	…	…
花き	…	…	…	…	…	…	…	…
露地花き	…	…	…	…	…	…	…	…
花壇用苗ものの類	…	…	…	…	…	…	…	…
パンジー	…	…	…	…	…	…	…	…
サルビア	…	…	…	…	…	…	…	…
飼料作物	…	…	…	…	…	…	…	…
青刈りとうもろこし	…	…	…	…	…	…	…	…
ソルゴー	…	…	…	…	…	…	…	…
牧草	…	…	…	…	…	…	…	…
青刈りえん麦	…	…	…	…	…	…	…	…
畜産	…	…	…	…	…	…	…	…
肉用牛	…	…	…	…	…	…	…	…
豚	…	…	…	…	X	…	…	X
ブロイラー	…	…	…	…	…	…	…	…

（注）1 資料：作付面積および生産量「作物統計」（農林水産省HP）、粗生産額「生産農業所得統計」（農林水産省HP）
e-stat 統計データ作物統計調査市町村別データ（農林水産省HP）

2 見通しは、米は最小二乗法（直線回帰式）による。それ以外は、実績から勘案した推計値による。

3 「…」：資料不足、「X」：秘匿

第3 土地利用の現況及び見通し

1 農業振興地域の土地利用の動向及び見通し

単位：ha、%

	総面積	農用地			混牧林地	農業用 施設 用地	混牧林地 以外の山 林原野	その他
		農地	採 草 放牧地	計				
平成 22 年	8,139.0 (100.0)	1,098.0 (13.5)	0.0 (0.0)	1,098.0 (13.5)	0.0 (0.0)	10.0 (0.1)	5,401.0 (66.4)	1,630.0 (20.0)
平成 27 年	8,139.0 (100.0)	1,098.0 (13.5)	0.0 (0.0)	1,098.0 (13.5)	0.0 (0.0)	10.0 (0.1)	5,401.0 (66.4)	1,630.0 (20.0)
令和 4 年 (現状)	8,171.0 (100.0)	1,162.6 (14.2)	0.0 (0.0)	1,162.6 (14.2)	0.0 (0.0)	10.0 (0.1)	5,424.2 (66.4)	1,574.2 (19.3)
令和 16 年 (見通し)	8,171.0 (100.0)	1,162.6 (14.2)	0.0 (0.0)	1,162.6 (14.2)	0.0 (0.0)	10.0 (0.1)	5,424.2 (66.4)	1,574.2 (19.3)

(注) 1 () 内は構成比である。

2 資料：確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況 (R4)、前回基礎資料。

4 単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

5 「農用地」「農業用施設用地」「混牧林地以外の山林原野」の見通しは、最小二乗法による推計値

6 「その他」の見通しは、「農用地」「農業用施設用地」「混牧林地以外の山林原野」の減少分を加算した値

2 森林の混牧林地としての利用可能性

単位：ha

	現況混牧林地面積 (令和 4 年)	左以外の森林の混牧林地 としての利用可能性
町行政区域	該当なし	
農業振興地域 (農用地区域 (案))	—	—
その他	—	—

(注) [市町村行政区域] 及び [その他] には、市街化区域及び用途地域に含まれる混牧林地及び混牧地としての利用可能地は含まない。

第 4 農業生産基盤の現況及び見通し

1 農地の整備率

	現況（令和 4 年）	見通し（令和 16 年）
田	73.4	73.4
畑	49.3	49.3
樹園地	—	—
採草放牧地	—	—

- （注）1. 資料：
- 2. 田の整備率：30a 程度に区画整形された田の比率
 - 3. 畑、樹園地の整備率：農道が完備されたものの比率
 - 4. 町行政区域内の数値である。

2 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の着工 完了(予定)年度	対 図 番 号
農村基盤総合整備事業 (ほ 場 整 備)	3.1	152,490	広田・ツギラ工区	南伊勢町 (南勢町)	平成3年	1
	1.9		ヤノタニ・松本・コ ギリ工区			
	2.3		坂本・カジヤ工区			
	0.8		口熊河内工区			
	3.4		駒田工区			
	1.5		ムクロジ工区			
農村基盤総合整備事業 (農業用排水整備)	4.0	36,630	川向井用水 L=799m	南伊勢町 (南勢町)	平成2年	2
	1.0		ヨダレ河内用水 L=69m			
	0.5		彦地用水 L=41m			
	1.2		ロタイド用水 L=319m			
	6.0		大田用水 L=490m			
	1.2		奥タイド用水 L=177m			
	4.0		川向井排水 L=522m			
	0.2		野田排水 L=63m			
	0.2		世古地排水 L=92m			
農村基盤総合整備事業 (農 道 整 備)	5.5	157,616	始神線 L=724m	南伊勢町 (南勢町)	昭和62年	3
	3.8		干谷線 L=125m			
	2.3		五知口線 L=147m			
	1.5		下谷線 L=352m			
	6.0		奥道線 L=860m			
	2.5		静田線 L=354m			
	9.5		堀田線 L=950m			
	9.9		熊河内線 L=910m			
	1.6		豆原線 L=420m			
	0.8		名古屋線 L=212m			
	6.8		清水山線 L=520m			
	3.5		大田線 L=189m			

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の着工 完了(予定)年度	対 図 番 号
農村基盤総合整備事業 (農道整備)	5.5	—	小切間線 L=239m	南伊勢町 (南勢町)	昭和 62 年	4
	4.0		川向井線 L=431m			
	1.5		羽根岡線 L=600m			
小規模排水対策事業 (農業用排水改良) 泉地区	7.9	142,692	—	南伊勢町 (南勢町)	昭和 63 年	—
第三期山村振興事業 (ほ場整備) 打越地区	2.8	7,816	—	南伊勢町 (南勢町)	平成 5 ～平成 6	—
県営一般農道整備事業 (切原地区) 農道整備	135.0	706,841	2,158m	三重県	昭和 61 ～平成 12	7
農村基盤総合整備事業 (穂原地区) ほ場整備	—	—	—	南伊勢町 (南勢町)	—	—
農村基盤総合整備事業 (穂原地区) 農道整備	—	—	—	南伊勢町 (南勢町)	—	—
小規模排水対策特別事業 (泉地区) ほ場整備	—	—	—	南伊勢町 (南勢町)	—	—
中山間地域総合整備事業 (南勢地区) 農道整備	16.9	87,200	農道 1 号 内瀬 L= 695 m	南伊勢町 (南勢町)	平成 6 ～平成 11	—
	5.1		農道 2 号 内瀬 L= 886 m			
	7.0	271,135	農地造成 A= 3.5 ha			
中山間地域総合整備事業 (南島地区) 農業用排水路	1.3	50,868	農業用排水路 1 号 村山伊勢地 L= 219.0 m	南伊勢町 (南島町)	平成 14 ～平成 19	—
	3.2		農業用排水路 2 号 道方 L= 418.5 m			
	2.5		農業用排水路 3 号 大江 L= 491.0 m			

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の着工 完了(予定)年度	対 図 番 号
中山間地域総合整備事業 (南島地区) ほ場整備	1.1	424,484	ほ場整備1号 20a 区画のこず団地 東宮 A= 1.1ha	南伊勢町 (南島 町)	平成14 ～平成19	—
	1.8		ほ場整備2号 20a 区画石渕団地 東宮 A= 1.8ha			
	5.1		ほ場整備3号 20a 区画コウチ団地 大江 A= 5.1ha			
	2.9		ほ場整備4号 20a 区画シモガイト団地 大江 A= 2.9ha			
	0.7		ほ場整備5号 20a 区画中手団地 大手 A= 1.1ha			
	3.1		ほ場整備6号 20a 区画オク団地 道行簗 A= 3.1ha			
	3.1		ほ場整備7号 20a 区画アチ河和団地 道行簗 A= 3.1ha			
基盤整備促進事業 (五ヶ所地区) 農道整備	—	—	L=1,000m	南伊勢町 (南勢町)	平成13 ～平成16	—
県営ふるさと農道整備事業	—	—	1,300m	三重県	平成5 ～平成18	—
	—	—	1,500m		平成5 ～平成19	—
県営ふるさと農道緊急 整備事業 (道行龍地区)	—	—	831m	三重県	平成10 ～平成23	—
団体営農業集落排水事業 (穂原東地区)	—	—	1,560人 387戸	南伊勢町 (南勢町)	平成6 ～平成12	—

(注) 農業生産基盤整備状況図(別添)

「-」は資料不足のため記載していない。

第5 農用地等の保全及び利用の現況及び見通し

1 経営体数の動向及び見通し

単位：経営体

年 度	農業経営体数			経営耕地規模別内訳					
	総経営 体数	家族 経営体	組織 経営体	0.5ha 未満	0.5～ 1.0ha	1.0～ 3.0ha	5.0～ 10ha	10～ 20ha	20ha 以上
平成 22 年	276	269	7	107	102	61	4	2	0
平成 27 年	218	212	6	87	73	51	6	1	0
令和 2 年 (現況)	173	164	9	72	53	43	3	2	0
令和 16 年 (見通し)	119	98	21	50	36	30	2	1	0

(注) 1 資料：農林業センサス

2 農業経営体数のうち、法人化している経営体及び地方公共団体・財産区を組織経営体、法人化していない経営体を家族経営体とした。

3 見通しは、最小二乗法による推計値であり、単位未満四捨五入により総経営体数の合計と経営耕地規模別内訳の合計が一致しない。

2 耕地の拡張及びかい廃

単位：ha

	拡張	かい廃	農林業用途への転用					
			自然災害	人為かい廃	非農林業用途への転用	農林道等植林	荒廃農地	その他
H25～29 年	0	294	—	294	—	—	294	—
H30～R4 年 (現況)	0	19.8	—	19.8	—	—	19.8	—
R4～16 年 (見通し)	0	19.8	—	19.8	—	—	19.8	—

(注) 1 資料：耕地の拡張及びかい廃面積調査票（農地転用（庁内調査））

2 見通しは実績から勘案した推計値による。

3 表内：H25～H29 年は、H23～H27 年の実績。

3 農用地等の保全整備に係る各種事業の実施状況

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の着工 完了(予定)年度	対 図 番 号
中山間地域総合整備事業 (南島地区) ため池改修	3.1	135,194	農地防災1号 道行簞 堤体工 H=5.7m L=29m 取水工 L=21m 洪水吐工 B=3.1m L=29m	南伊勢町 (南島町)	平成14 ～平成19	—
	3.1		農地防災2号 道行簞 堤体工 H=8.0m L=56m 取水工 L=27m 洪水吐工 B=8.3m L=24m			
海岸保全施設整備事業 (中津浜地区)	—	100,000	堤防改修 L=300m	三重県	平成25 ～平成29	—
鳥獣被害防止 総合対策整備交付金	12.9	10,000	侵入防止柵 L=11,240m	南伊勢地域 農業再生 協議会	平成21	—
	79.9	29,079	侵入防止柵 L=29,693m		平成22	
	23.0	7,079	侵入防止柵 L=6,481m (国補 L=1,329m)		平成23	
	23.0	11,923	侵入防止柵 L=7,182m		平成24	
	12.0	23,365	侵入防止柵 L=8,851m		平成25	
	12.0	23,365	侵入防止柵 L=8,851m		平成25	
海岸保全施設整備事業 (内地高潮)	—	—	堤防工 398m	南伊勢町 (南勢町)	昭和63 ～平成4	4
	—	—	堤防工 1,509m		平成元 ～平成16	5
	—	—	堤防工 769m		平成6 ～平成16	6

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の着工 完了(予定)年度	対 図 番 号
海岸保全施設整備事業 内地局 部 改 良	—	—	堤防工 165m	南伊勢町 (南勢町)	昭和 63 ～平成 2	7
	—	—	堤防工 172m		昭和 63 ～平成元	8
	—	—	堤防工 141m			9
	—	—	堤防工 277m		昭和 63 ～平成 2	10
	—	—	堤防工 170m		平成元 ～平成 2	11
	—	—	堤防工 60m	南伊勢町 (南島町)	平成 2 ～平成 3	12
	—	—	堤防工 51m			13
	—	—	堤防工 50m	南伊勢町 (南勢町)	平成 3	14
	—	—	堤防工 45m			15
	—	—	堤防工 122m		平成 3 ～平成 5	16
	—	—	堤防工 240m		平成 3 ～平成 4	17
	—	—	堤防工 66m	南伊勢町 (南島町)	平成 3 ～平成 5	18

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の着工 完了(予定)年度	対 図 番 号
海岸保全施設整備事業 内 地 局 部 改 良	—	—	堤防工 216m	南伊勢町 (南勢町)	平成 4 ～平成 5	19
	—	—	堤防工 21m		平成 4	20
	—	—	堤防工 120m		平成 4 ～平成 5	21
	—	—	堤防工 148m		平成 5 ～平成 6	22
	—	—	堤防工 82m		平成 5 ～平成 7	23
	—	—	堤防工 90m			24
	—	—	堤防工 164m		平成 6 ～平成 9	25
	—	—	堤防工 190m		平成 7 ～平成 11	26
	—	—	堤防工 108m	南伊勢町 (南島町)	平成 7 ～平成 10	27
	—	—	堤防工 138.12m	南伊勢町 (南勢町)	平成 8 ～平成 14	28
	—	—	堤防工 75m		平成 9 ～平成 11	29
	—	—	堤防工 160m		平成 10 ～平成 12	30
	—	—	未整備完了		平成 12 ～平成 14	31
	—	—	堤防工 136m			32
海岸保全施設整備事業 内 地 補 修	—	—	堤防工 148m	南伊勢町 (南勢町)	平成 12 ～平成 15	33
海岸保全施設整備事業 津 波 ・ 高 潮 対 策	—	—	樋門工 1 式	南伊勢町	平成 17 ～平成 19	34
海岸保全施設整備事業 (南島 31・32・33) 津 波 ・ 高 潮 対 策	—	—	樋門工 1 式 堤防工 L=652m		平成 20 ～平成 24	35

(注) 農用地等保全整備状況図(別添)

「-」は資料不足のため記載していない。

4 農用地利用集積の現況及び見通し

単位：ha、%、人

		令和 4 年 (現況)	令和 16 年 (見通し)
担い手の耕作面積計	①	9.5	65
自作地		4.3	30
借入地・特定作業受託地		5.2	35
借入地		5.2	35
特定作業受託地		0	0
耕地面積	②	205.6	163
担い手の農地利用集積率	③=①/②	0.05	40.0
認定農業者数		4	26

(注) 資料：1. 南伊勢町庁内資料

2. 見通しは、農業経営基盤の強化促進に関する基本的構想（平成 35 年目標のものを令和 16 年に置き換え）

5 権利移動の動向－農用地等の流動化諸方策別

年次	農地中間管理事業				農地移動適正化 あっせん事業				利用権設定等促進事業			
	使用貸借		賃借		売買		賃借		使用貸借		賃貸借	
	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)
R2	4	0.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	27	7.0	22	14.3
R3	3	0.9	6	1.2	0	0.0	0	0.0	1	0.1	3	0.6
R4	1	0.1	3	0.9	0	0.0	0	0.0	2	1.5	2	0.4
計	8	1.9	9	2.1	0	0.0	0	0.0	30	8.6	27	15.4
年次	農地法第3条の規定による 許可申請				その他							
	所有権移転		賃貸借									
	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)						
R2	8	2.1	0	0.0	0	0.0						
R3	7	2.0	3	1.0	0	0.0						
R4	8	1.6	0	0.0	0	0.0						
計	23	5.6	3	1.0	0	0.0						

(注) 1 資料:農地の権利移動・借賃等調査(南伊勢町庁内資料)

6 農作業の受委託及び共同化、地力の維持増進、耕地利用率、裏作導入等の動向

年次	農作業の 受託		農作業の 委託		農作業の 共同化		耕地の 利用率 (%)	裏作導入		地力の維持増進等
	戸数 (経営体)	面積 (ha)	戸数 (経営体)	面積 (ha)	組織	戸数 (戸)		作目名	面積 (ha)	
H22	6戸 4戸	— 10	59戸 58戸	— —	—	—	51.2	—	—	—
H27	12戸 7戸	— 19	— —	— —	—	—	54.1	—	—	
R2 (現況)	7戸 6戸	— 171	— —	— —	—	—	97.7	—	—	

(注) 1. 資料:農林業センサス。

2. 表内:H22は販売農家(戸数)、H27, R2は農業経営体(経営体)の値。「—」は、公表値なし。
上段=全実数。下段=水稻実数。

3. 耕地利用率:(経営耕地面積-耕作放棄地面積)÷経営耕地面積により算出

7 農用地に関する規模拡大等希望戸数及び面積

	規模拡大の希望		規模縮小の希望		現状維持		農業をやめたい	
	戸 数 (戸)	面積 (ha)	戸 数 (戸)	面積 (ha)	戸 数 (戸)	面積 (ha)	戸 数 (戸)	面積 (ha)
合 計	4	—	6	—	33		27	

(注) 資料：令和4年度実施農業振興に関するアンケート調査（調査対象件数＝99/300）

第 6 農業近代化施設整備の現況及び見通し

事業種目		受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	事業費 (千円)	施設の概要		事業主体	事業の着工 完了(予定) 年度	対図番号
					名称	規模数			
生産関係	地域畜産環境	155.0	5	66,427	たい肥化施設	427.5 m ²	伊勢農業協同組合	平成 5	—
					たい肥保管庫	84.5 m ²			
	育苗施設	138.0	467	164,791	作業棟	761.2 m ²	伊勢農業協同組合	平成 7	—
					緑化硬化施設	5,820.0 m ²			
流通加工関係	集出荷施設	180.0	180	63,441	集出荷施設 1 棟	534.0 m ²	鵜蔵農業協同組合	昭和 55～ 昭和 58	—
	集出荷施設	73.0	250	26,060	集出荷施設 1 棟	387.0 m ²	伊勢農業協同組合	平成 1	—
	穀類等乾燥施設	41.0	159	165,410	穀類等乾燥施設	581.0 m ²	伊勢農業協同組合	平成 6	—
	かんきつ撰果機	145.0	241	400,928	かんきつ撰果機	一式	伊勢農業協同組合	平成 11	—

(注) 農業近代化施設整備状況図 (別添)

「-」は資料不足のため記載していない。

第7 農業就業者育成・確保の現況及び見通し

1 新規就農者の動向及び見通し

単位：人

	新規就農者	新規学卒 就農者 (A)	離職就農者	(現況)		新規青年 就農者 (A+B)
				39歳以下 (B)	40歳以上	
H25～29年	5	0	5	3	2	3
H30～R4 年 (現況)	3	0	3	1	2	1
R5～16 年 (見通し)	8	0	8	4	4	4

資料：1 H25～29 年は、H23～H27 年の実績。

2 H30～R4 年は、南伊勢町庁内資料。

3 R5～R16 年の見通し数は、実績から勘案した推計値。

2 農業就業者育成・確保施設の状況

施設の種類 (事業項目)	施設の 名称	施設の内容・施設の規模		施設の 対象者	事業主体	設置年	対図 番号
該当なし							

第 8 就業機会の現況及び見通し

1 農業従事者の就業の動向及び見通し-専兼業等別

単位：経営体

	総計	主業	準主業	副業
令和 2 年 (現況)	164	20	23	121
令和 16 年 (見通し)	123	41	11	71

- (注) 1 資料：農林業センサス 2020（農業経営体）
2 見通し数は、過去の実績（増減率）から勘案した推計値

(参考)

単位：戸

	総計	販売農家				自給的農家
		合計	専業	第一種兼業	第二種兼業	
平成 22 年	497	260	73	27	160	237
平成 27 年	393	195	65	17	113	198

- (注) 資料：農林業センサス（販売農家）

2 農業従事者の就業の現況-他産業別

単位：人

区分		従業地			
就業形態	業種	町内	町外	不明	合計
常勤	林業(漁業)	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0
	建設業	5	0	0	5
	製造業	0	2	0	2
	電気・ガス・水道	0	0	0	0
	運輸・通信	0	0	0	0
	卸売・小売・飲食	0	0	0	0
	金融・保険	0	0	0	0
	不動産	0	0	0	0
	サービス業	1	3	0	4
	公務員	3	1	0	4
	その他	0	1	0	1
	小計	9	7	0	16
自営業	林業(漁業)	2	0	0	2
	鉱業	0	0	0	0
	建設業	1	2	1	4
	製造業	1	0	0	1
	電気・ガス・水道	2	0	0	2
	運輸・通信	0	0	0	0
	卸売・小売・飲食	0	0	0	0
	金融・保険	0	0	0	0
	不動産	0	0	0	0
	サービス業	0	1	0	1
	公務員	0	0	0	0
	その他	0	0	1	1
	小計	6	3	2	11
臨時・日雇	林業(漁業)	1	0	0	1
	鉱業	0	0	0	0
	建設業	0	0	0	0
	製造業	2	0	0	2
	電気・ガス・水道	0	0	0	0
	運輸・通信	0	0	0	0
	卸売・小売・飲食	0	0	0	0
	金融・保険	0	0	0	0
	不動産	0	0	0	0
	サービス業	0	0	1	1
	公務員	0	0	0	0
	その他	5	0	0	5
	計	8	0	1	9

区分		従業地			
就業形態	業種	町内	町外	不明	合計
不明	林業(漁業)	0	0	1	1
	鉱業	0	0	0	0
	建設業	0	1	1	2
	製造業	0	0	0	0
	電気・ガス・水道	0	0	0	0
	運輸・通信	0	0	0	0
	卸売・小売・飲食	0	0	0	0
	金融・保険	0	0	0	0
	不動産	0	0	0	0
	サービス業	0	0	0	0
	公務員	0	1	0	1
	その他	0	1	0	1
	計	0	3	2	5
総計		23	10	3	36

(注) 資料：令和4年度実施農業振興に関するアンケート調査（調査対象件数＝99/300）

3 農村産業法等に基づく開発計画の概要

＜産業導入に関する実施計画の概要＞

	地区名	企業数	施設用地面積(m ²)	出荷額又は売上額(百万円)	雇用従業員数		B/A(%)	主な業種
					(A)	うち農業従事者(B)		
産業導入に関する実施計画	該当なし	—	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—	—
実績	該当なし	—	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 実績は操業中のものである。

4 農業従事者に対する就業相談活動の現況

時 期	推 進 主 体	対象者及び参加人員	内 容
令和4年10月23日	新・農業人フェア（東京） 株式会社農協観光	参加人数：2,016人 対象者：8人	就農相談イベント
令和4年11月26日	新・農業人フェア（大阪） 株式会社農協観光	参加人数：1,300人 対象者：3人	就農相談イベント
令和4年1月14日	新・農業人フェア（東京） 株式会社農協観光	参加人数：980人 対象者：1人	就農相談イベント

（注）資料：南伊勢町庁内資料

5 企業誘致及び企業誘致活動の現況

時 期	推 進 者	対 象 企 業 名	内 容
該当なし	—	—	—

（注）過去3か年における実績

第9 農村生活環境の現況及び見通し

1 農村生活環境整備事業等の実施状況

事業種目	受益戸数 (人口)	事業費 (千円)	主 要 工 事 又 は 主 要 施 設 名	事業主体	事業の着工完了 (予定)年度	対図 番号
第三期 山村振興対策事業	64	36,000	多目的集会所 1 棟 A=187.00 m ²	南伊勢町 (南勢町)	平成 3	—
	182	55,000	多目的集会所 1 棟 A=289.98 m ²	南伊勢町 (南勢町)	平成 4	—
農村基盤総合整備事業 農業集落道整備	127 (429)	11,167	公民館線 L=102m	南伊勢町 (南勢町)	昭和 60	—
			浜線 L=125m			
			滝の宮線 L=28m			
			里上線 L=29m		昭和 61	
			三軒屋線 L=33m			
			里中線 L=345m			
農村基盤総合整備事業 農業集落排水施設整備	127 (429)	47,989	滝の宮 L=66m	南伊勢町 (南勢町)	昭和 62	—
			里上 L=104m			
			公民館 L=165m			
			上の谷 L= 84m			
			七軒屋 L=63m		昭和 63	—
			五反垣外 L=30m		平成 1	—
			向出 L=96m		平成 1	—
			松山 L=115m		昭和 63	—
			福浦 L=186m		昭和 63	—
			下出 L=115m		平成 2	—
			里中 L=440m		平成 2	—
農村基盤総合整備事業 農業多目的集会施設	127 (429)	36,000	多目的集会所 1 棟 A=207.48 m ²	南伊勢町 (南勢町)	平成 2	—
第二期 山村振興対策事業	253	23,658	生活改善センタ ー	南伊勢町 (南島町)	昭和 52	—
第三期 山村振興対策事業	98	20,900	多目的集会所 1 棟	南伊勢町 (南島町)	昭和 58	—
第三期 山村振興対策事業	113	22,096	多目的集会所 1 棟	南伊勢町 (南島町)	昭和 59	—
第三期 山村振興対策事業	63	14,210	多目的集会所 1 棟	南伊勢町 (南島町)	昭和 62	—

事業 種目	受益戸数 (人口)	事業費 (千円)	主 要 工 事 又 は 主 要 施 設 名	事業主体	事業の着工完了 (予定)年度	対図 番号
農村 基盤 総合 整備 事業	124 (428)	—	内瀬 多目的集会所 A=207.48 m ²	南伊勢町 (南勢町)	平成 2	—
中山 間 地域 総合 整備 事業	640 (1,949)	162,451	農村公園施設整備 A=6,000 m ² 五ヶ所浦 多目的広場、遊歩道、休憩所 切盛土 1,162 m ³ 排水路 104m	南伊勢町 (南勢町)	平成 6 ～平成 10	—
	124 (428)		農村公園施設整備 A=1,900 m ² 内浦 休憩所、展望台 切盛土 3,054 m ³ 排水路 138m			—
	64 (129)	88,491	活性化施設整備 A= 272 m ² 泉 農業研修施設			—
	55 (249)		活性化施設整備 A= 196 m ² 内瀬 体験加工研修施設			—
	28 (129)	8,970	農作業準備休憩所 A=30 m ² 泉			—
	55 (249)		農作業準備休憩所 A=29 m ² 内瀬			—
	114 (912)	25,898	農業集落排水施設 村山伊勢地 集落排水 1 号 L= 288.0m	南伊勢町 (南島町)	平成 14 ～平成 19	—
	85 (210)		農業集落排水施設 道方 集落排水 2 号 L= 210.2m			—
	31 (84)	18,556	農業集落防災安全施設 道行竈 集落防災 1 号 L= 55.9m 土砂崩壊防止施設防護柵 H=3.0m			—
			農業集落防災安全施設 道行竈 集落防災 2 号 L= 45.1m 土砂崩壊防止施設防護柵 H=4.0m			—

(注) 農村生活環境整備状況図 (別添)

「-」は資料不足のため記載していない。

2 農村生活環境整備の問題点

(1) 安全性

安全性の確保は、最も重要な行政課題である。このため、本町は地域防災計画を策定し、随時、見直しを図っている。その一方で、住民の安全意識の向上と自主的な活動も重要である。このため、安全性に対する意識の普及・啓発、訓練の実施などを強化していく必要がある。特に、地すべり、崖崩れ、洪水、浸水、津波、地震など自然災害に対する防災対策が求められている。本町は、自治会を単位とする自治防災組織との連携のもと防災対策の整備、防災意識の高揚、全町レベルでの総合的な防災訓練を行っているが、今後ともこれらの組織を育成強化する。

ア 防災

本地域は、中東部以東は狭い山間地帯では多くの地すべり指定区域を抱え、地すべり、崖崩れ、洪水、浸水、津波などの自然災害の危険性が高い。随時、地域防災計画の見直しを図るとともに、迅速な災害応急対策や災害復旧防災活動などの防災体制を確立できるように、関係機関との連携を強化している。また、「防災マップ」の配布等により住民に対する意識啓発を実施しており、今後も引き続き避難訓練の実施などを通じ防災についての対策を促進していく必要がある。

イ 防火

防火用水は、水道管を利用した消火栓が設置されているとともに、集落防火水槽を設置している。しかし、上記の施設が非常時に利用出来ない場合を想定し、耐震性防火水槽の整備等を行い消防力の強化を図っている。また、初期消火での実行を図るため、町消防団員の育成・確保をさらに強化する必要がある。

また、河川や用水路の用水を耕作しない冬期においても地域用水として活用できるように、通年通水を図り、河川、用水路から容易に取水できるよう整備する必要がある。

ウ 交通安全

本町は、通過交通が多く、歩道の未整備区間がある。このため、幼稚園や小中学校の園児・児童・生徒に対し、交通安全教室を実施している。

また、近年、農業集落内にも多くの自家用車が通過するようになった。農業集落内の集落道は、カーブが多く、カーブミラーやガードレール及び安全標識の設置の必要な箇所が多く見られる。

エ 防犯

犯罪の低年齢化の傾向を示している犯罪の防止に向け、まちづくりの面ではふれあいや交流を通じた顔の見えるコミュニティづくりを目指している。本市には大型の交番が設置され、犯罪の発生防止に活躍している。今後は、防犯灯の整備を計画的に進めるとともに、少年補導員や防犯指導員によるパトロール等を実施し、防犯体制を推進する必要がある。

(2) 保健性

ア ごみ処理

ごみ処理は、昨今の資源・環境問題で人々の関心の高まりとともに、具体的な取り組みが進んでいる。ごみの減量化に加え、分別収集やリサイクル（再利用・循環）が急務である。このため、「循環型社会への意識改革」を環境教育や自主的な学習、広報活動によって、推進する必要がある。

また、空き缶、空きペットボトル等が農地、道路、用排水路に不法投棄されている状況にある。このため、不法に、ごみを投棄しないよう啓発活動を促進する必要がある。

イ 下水道

住民が安心して利用できる上水道の安定的供給の必要があるとともに、水資源の保護に対する意識と行動の喚起を図る必要がある。

また、水洗化補助金を活用した下水道（集落排水）、公共浄化槽への接続や複数戸での共同浄化槽の設置を促進する。

ウ 保健、医療

健康管理と医療体制は、概ね充実しているが、町民が必要な時にすぐに医療提供が受けられ、常に安心した生活が送れるよう救急医療体制の整備等今後一層の充実を図る必要がある。また、新型コロナウイルス感染症などの新たな脅威への対策を進める。

(3) 利便性

本町の道路網は、志摩市浜島町から町内に入り、海岸線に沿って本町を東西に横断し、紀北町へ抜ける国道 260 号と、近隣市町への連絡道として船越～玉城町を結ぶ県道玉城南勢線（サニーロード）、道方～伊勢市間を結ぶ県道伊勢南島線（野見坂）、県道南勢磯部線および町内の集落を結ぶ町道から形成されている。東西に長いという特徴を持つ本町にとって、緊急輸送道路、生活道路および観光道路として重要な役割を果たしていますが、反面、近年の異常気象による風水害などにより通行不能になった場合や交通渋滞が発生すれば迂回路がなく、線域全体の町民に与える影響は計り知れないものがあります。さらに、南海トラフを震源とする巨大地震の発生が危惧されるなか、避難場所への避難ルートが速やかに確保できるように大規模地震に備えた道路整備が必要となっています。

また、情報通信サービスの分野での発展は目覚ましいものがあり、今後、社会のあらゆる面での基礎的環境条件となっていくことが予想される。このため、本町は、産業活動の活性化や、市民生活の利便性向上のために、通信基盤整備及び情報有効活用の促進に努める必要がある。

(4) 快適性

ア 親水空間

本町は、水と緑に恵まれた豊かな田園環境のもとで農業が営まれ、網の目のように用排水路があり、農地を潤している。しかし、地域住民が身近な水辺空間とのふれあい空間が少ない状況にある。

地域住民だけでなく都市住民にも、うるおいとやすらぎを与える空間として、用水路や排水路を生産性や安全性といった機能を考慮しつつ、身近な水と緑とのふれあい空間の創造を図っていく必要がある。

イ ふれあい空間

高齢化の進展に伴い、高齢者数の増加とともに、高齢者だけの世帯や一人暮らしの高齢者が増加し、家族介護の負担が高まっている。安心して生涯を住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、高齢者に対するサービスを充実させる必要があり、子育て支援については多様化・複雑化した社会構造の変化に即した保育体制の充実と、良好な児童生活環境づくりに努める。

今後は、高齢化がより進行することから、医療施設、福祉施設の整備が必要であり、働く女性が増加しつつある昨今、幼児を安心して預けられる保育所や医療・福祉施設とが一体となった施設整備を図り、幼児と高齢者とのふれあいの場を創設する必要がある。

(5) 文化性

農家、非農家を含めた地域の交流の場づくりや地域農業集団、農業生産組織等各種組織の育成強化を通じ、長年育んできた伝統行事や文化・伝承、文化的歴史的遺跡等の農村文化や農業農村が持つ多面的機能を後世に伝える必要があるとともに、都市住民が農村文化にふれる機会の充実や地域の自主性と創意に基づいたコミュニティ活動を行い、地域の連帯感を育成するとともに、都市と農村の交流を行う必要がある。

第 10 森林の整備その他林業の振興との関連に関する現況及び見通し

1 林業の概況

本町の林野面積は、20,629ha で町域 (241.89km²) の 85.3%を占めている (林野面積：南伊勢町森林整備計画)。

2 農業振興と林業振興の関連に関する現状と問題点

森林は、豊富な森林資源を活かした林業・木材産業の振興に加え、農産物や特用林産物の生産・加工等を組み合わせた総合的な対策が必要である。また、木質バイオマスの利用、清浄な水や空気、美しい自然景観、農山村特有の伝統文化等の多様な地域資源を活かした産業の育成の推進等による多様な就業機会の創設・確保に向けた幅広い取組が必要である。

3 林業の振興に関する諸計画の概要

(1) 南伊勢地域森林計画書

南伊勢地域森林計画区は、櫛田川流域の松阪市、宮川流域の多気町、明和町、大台町、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町、熊野灘沿岸地域の南伊勢町、志摩半島地域の鳥羽市、志摩市の民有林を対象に、森林整備の基本方針、伐採立木材積、造林面積、林道整備計画、保安林の整備計画、保安事業の計画など森林施業の指針を策定している。

ア 計画樹立年度	令和元年度
イ 計画期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日
ウ 面積	227,628ha (うち、南伊勢町の森林区域 20,430ha)

(2) 南伊勢町森林整備計画

本町の森林整備計画は、南伊勢地域森林計画を上位計画に、森林の諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、公益的機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を図ることを目的に策定している。

ア 計画樹立年度	令和 4 年 4 月変更
イ 計画期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日

第 1 1 地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合せ等の実施状況

1 協定制度の実施状況

中山間地域の農業・農村は地域の上流部に位置することから、水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能を有しており、これらの機能によって、下流域の都市住民の生命・財産と豊かなくらしが守られている。

しかし、中山間地域は、高齢化が進展する中、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域があることから、担い手の減少、荒廃農地の増加等により、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じると懸念されている。

このため、荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保するため、直接支払を実施している。

No	名 称	集落名	協 定 面 積	締 結 時 期	有効期間
1	中山間地域等直接支払交付金	切原	80,565 m ²	令和2年度 ～ 令和6年度	5 年間
		内瀬	352,662m ²		

(注) 資料：南伊勢町庁内資料

○農地・水・環境向上対策

農地・農業用水等の資源の適切な保全管理が、高齢化や混住化等により困難になってきていること、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化への対応が必要なこと、農業生産全体のあり方を環境保全に重視したものに転換していくことが求められていることから、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を支援する「農地・水・環境保全向上対策」が平成 19 年度から実施されている。(H23 年度から「農地・水保全管理支払事業」)

表 多面的機能支払組織

組 織 名	集 落 名	対象面積(ha)		協定面積 (ha)	
		田	畑	田	畑
道方みどりグループ	道方	13.37	0.63	13.37	0.63
内瀬農業ふれあい活動組織	内瀬	3.59	0.29	3.59	0.29
伊勢路農村保全会	伊勢路	10.76	0	10.76	0
東宮農地保全グループ	東宮	18.21	1.14	18.21	1.14
河内里山の会	河内	5.56	0	5.56	0
道行竈農地を守る会	道行竈	6.79	0.06	6.79	0.06
合計 6 組織	6 集落	58.28	2.12	58.28	2.12

(注) 資料：南伊勢町庁内資料

2 交換分合

(1) 実施状況

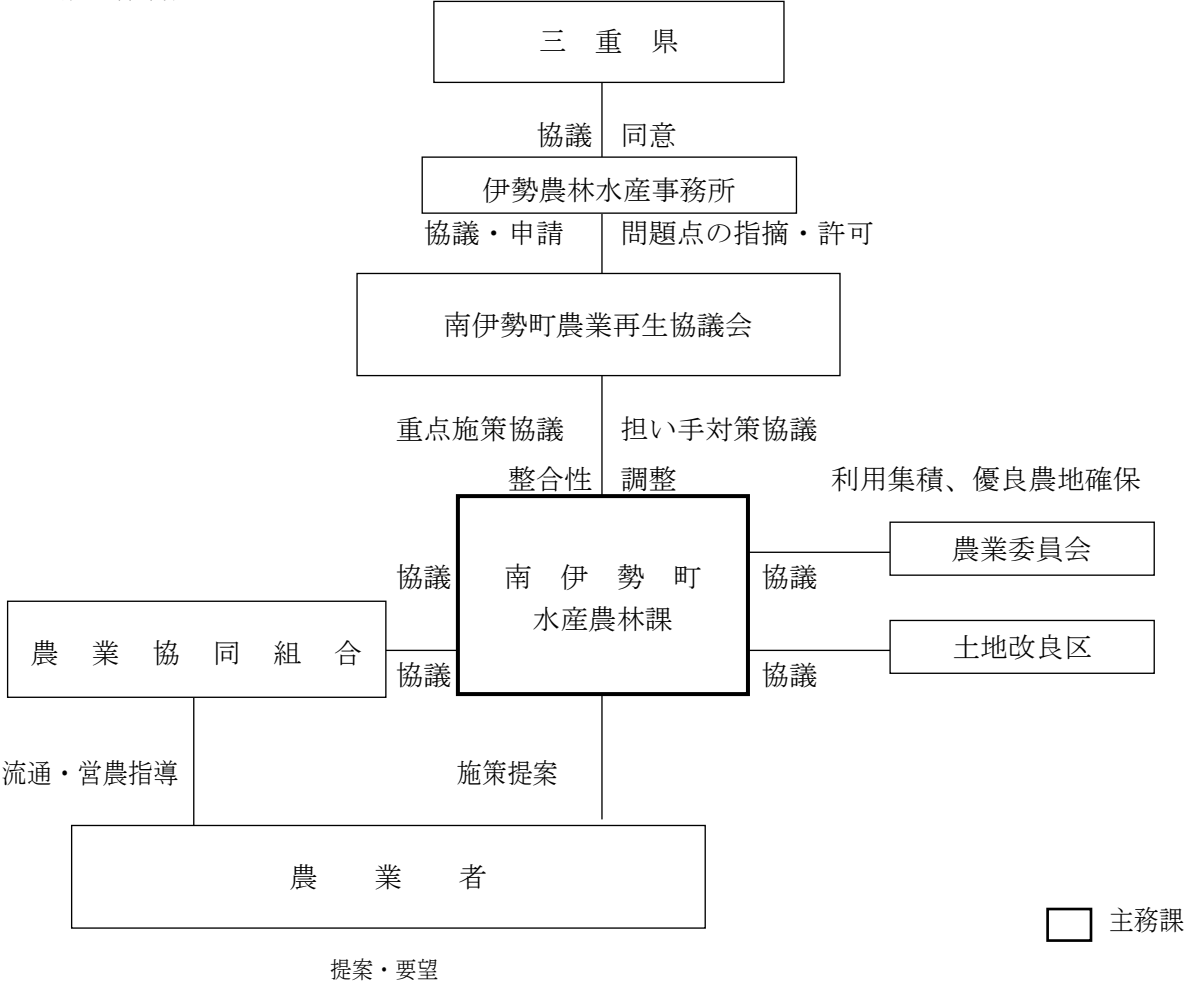
地区名	実施時期	事業主体	対象面積	参加者	備 考
該当なし	—	—	—	—	—

(2) 今後の見通し

計画なし

第 1 2 農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等

1 推進体制図



2 市の財政の状況

単位：千円

項 目 \ 年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
歳出合計 (A)	8,934,668	9,096,509	11,441,877	10,618,631	10,426,746
農林水産業費 (B)	338,641	339,863	367,784	509,112	499,587
農業関係事業市負担金	—	—	—	—	—
B/A (%)	3.8	3.7	3.2	4.8	4.8
財政力指数	0.21	0.21	0.21	0.21	0.20
実質収支比率 (%)	2.9	2.8	3.2	6.4	5.0
実質公債費比率 (%)	9.3	10.0	10.2	10.6	10.7
経常収支比率 (%)	92.5	92.8	92.8	92.7	94.6

(注) 出典：決算カード
資料：南伊勢町庁内資料、農林水産業費は資料不足により不明

3 その他参考となる事項

なし

添付図

- ① 農業生産基盤整備状況図
- ② 農用地等保全整備状況図
- ③ 農業近代化施設整備状況図
- ④ 農業就業者育成・確保施設整備状況図
- ⑤ 農村生活環境整備状況図